

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																
【一般対策編】 第1編 総則 第3章 防災関係機関 ， 市民等の処理すべき 事務又は業務の大綱	第1章 計画の趣旨 （略） 第2節 防災関係機関， 市民等の処理すべき事務又は業務 （略） 5 指定公共機関	第1章 計画の趣旨 （略） 第2節 防災関係機関， 市民等の処理すべき事務又は業務 （略） 5 指定公共機関																
	<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>西日本電信電話(株)</td><td>(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達</td></tr><tr><td>(株)NTTドコモ四国</td><td>(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保</td></tr><tr><td>日本郵便(株)</td><td>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務又は業務	西日本電信電話(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達	(株)NTTドコモ四国	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保	日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資	<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>西日本電信電話(株)</td><td>(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報等の伝達</td></tr><tr><td>(株)NTTドコモ四国</td><td>(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保</td></tr><tr><td>日本郵便(株)</td><td>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務又は業務	西日本電信電話(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報等の伝達	(株)NTTドコモ四国	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保	日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
	機関名	処理すべき事務又は業務																
	西日本電信電話(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達																
	(株)NTTドコモ四国	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保																
日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資																	
機関名	処理すべき事務又は業務																	
西日本電信電話(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報等の伝達																	
(株)NTTドコモ四国	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保																	
日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資																	

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）		新（修正後）	
	日本銀行	(1) 現金の確保及び決済機能の維持 (2) 金融機関の業務運営の確保 (3) 非常金融措置の実施	日本銀行	(1) 現金の確保及び決済機能の維持 (2) 金融機関の業務運営の確保 (3) 非常金融措置の実施
	日本赤十字社	(1) 災害時における医療救護活動及び助産 (2) こころのケア (3) 死体の処理 (4) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (5) 被災地応援救護班の編成及び派遣の措置 (6) 被災者に対する救援物資の配布 (7) 義援金の募集受付 (8) 防災ボランティア活動体制の整備	日本赤十字社	(1) 災害時における医療救護活動及び助産 (2) こころのケア (3) 死体の処理 (4) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (5) 被災地応援救護班の編成及び派遣の措置 (6) 被災者に対する救援物資の配布 (7) 義援金の募集受付 (8) 防災ボランティア活動体制の整備
	日本放送協会	(1) 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報及び安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力	日本放送協会	(1) 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報及び安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
	西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧	西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
	四国旅客鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力	四国旅客鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
	四国電力(株) 四国電力送配電(株)	(1) 電力施設の保全及び保安 (2) 電力の供給	四国電力(株) 四国電力送配電(株)	(1) 電力施設の保全及び保安 (2) 電力の供給

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）		新（修正後）	
第2編 風水害対策計画 第1章 災害予防計画	KDDI(株) 高松テクニカルセンター	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害時における通信の疎通確保	KDDI(株) 高松テクニカルセンター	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害時における通信の疎通確保
	(略) 第1章 災害予防計画 第1節 防災まちづくり (略) 第2 方策 1 公助 (略) (2) 風水害を予防する施設整備 ○ 治山、治水及び急傾斜地崩壊対策並びに農地などの防災事業による風水害対策を実施します。 ○ 対策を実施する場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにします。 (実施主体) <u>地域防災推進課、農林水産課、耕地課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、道路整備課、河川水路課、上下水道局</u> (略) 第3節 風水害による浸水の予防 (略) 第2 方策 1 公助 (略) (3) 内水排除 ○ 下水道未整備区域の早期整備を図るとともに、都市型浸水に対応できるよう整備済みの市街地の排水能力強化も視野に入れ、下		(略) 第1章 災害予防計画 第1節 防災まちづくり (略) 第2 方策 1 公助 (略) (2) 風水害を予防する施設整備 ○ 治山、治水及び急傾斜地崩壊対策並びに農地などの防災事業による風水害対策を実施します。 ○ 対策を実施する場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにします。 (実施主体) <u>農林水産課、耕地課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、道路整備課、河川水路課、上下水道局</u> (略) 第3節 風水害による浸水の予防 (略) 第2 方策 1 公助 (略) (3) 内水排除 ○ 下水道未整備区域の早期整備を図るとともに、都市型浸水に対応できるよう整備済みの市街地の排水能力強化も視野に入れ、下	

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	水道事業による雨水対策を積極的に行います。 ○ 内水排除に重要な役割を果たす排水ポンプ等の排水施設については、耐震化、耐水化及び維持管理を徹底して排水能力を維持するとともに、既存施設を最大限に活用しながら、他事業との連携等による効率的な対策を進めます。 ○ 宅地開発及び市街地の発展による地域の自然条件の変化も考慮し、排水路、水門等の系統的な整備を行います。 ○ （新設） （実施主体）耕地課、河川水路課、上下水道局 （略） 第4節 土砂災害の予防 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （3）防災施設等の整備 ○ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止対策などを国・県に要望します。 ○ 土砂災害警戒区域等について、危険度の高い箇所から順次がけ崩れ防止対策工事を実施するとともに、県が所管する工事等については、その促進を県に要望します。 （実施主体）<u>地域防災推進課、道路管理課、道路整備課、県</u> （4）応急体制の整備	水道事業による雨水対策を積極的に行います。 ○ 内水排除に重要な役割を果たす排水ポンプ等の排水施設については、耐震化、耐水化及び維持管理を徹底して排水能力を維持するとともに、既存施設を最大限に活用しながら、他事業との連携等による効率的な対策を進めます。 ○ 宅地開発及び市街地の発展による地域の自然条件の変化も考慮し、排水路、水門等の系統的な整備を行います。 ○ <u>下水道整備区域内において、想定し得る最大規模の降雨に対し、雨水出水浸水想定区域の指定、公表を行います。</u> （実施主体）耕地課、河川水路課、上下水道局 （略） 第4節 土砂災害の予防 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （3）防災施設等の整備 ○ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止対策などを国・県に要望します。 ○ 土砂災害警戒区域等について、危険度の高い箇所から順次がけ崩れ防止対策工事を実施するとともに、県が所管する工事等については、その促進を県に要望します。 （実施主体）<u>道路管理課、道路整備課、県</u> （4）応急体制の整備

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	○ 土砂災害や造成宅地崩落等が発生した場合に備えて，一般社団法人高知県建設業協会等との連携による応急時の体制整備を図ります。 （実施主体） <u>地域防災推進課，道路管理課，道路整備課，耕地課，鏡地域振興課，土佐山地域振興課，春野地域振興課</u> （略） 第 6 節 中山間地域対策 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （3）防災施設及び設備の整備 ○ 中山間防災計画に位置付けた各地区の拠点となる公民館，集会所等の無線通信設備を整備します。 ○ <u>輸送手段確保のための緊急用ヘリコプター離着陸場等の整備を進めます。</u> （実施主体） <u>地域防災推進課</u> （略） 第 10 節 要配慮者対策 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （1）要配慮者支援体制の確立 ○ 災害時の要配慮者支援については「<u>高知市災害時要援護者支援</u>	○ 土砂災害や造成宅地崩落等が発生した場合に備えて，一般社団法人高知県建設業協会等との連携による応急時の体制整備を図ります。 （実施主体） <u>道路管理課，道路整備課，耕地課，鏡地域振興課，土佐山地域振興課，春野地域振興課</u> （略） 第 6 節 中山間地域対策 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （3）防災施設及び設備の整備 ○ 中山間防災計画に位置付けた各地区の拠点となる公民館，集会所等の無線通信設備を整備します。 （実施主体） <u>地域防災推進課</u> （略） 第 10 節 要配慮者対策 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （1）要配慮者支援体制の確立 ○ 災害時の要配慮者支援については「<u>災害時における要配慮者支</u>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<u>対応マニュアル</u>」を基に対応することとし、関係各課が連携して支援活動が行えるよう体制を確立します。 ○ 災害時の要配慮者支援体制構築のために自主防災組織等による事前準備活動について、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し実施することとし、必要な助言や活動支援を行います。 （実施主体）防災政策課，地域防災推進課，健康福祉総務課，消防局（略） （３）個別避難計画 ○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成に努めます。作成に当たっては、以下のとおり優先度を設定します。 ① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲次のいずれにも該当する者とします。 ・ハザードリスクの高い地域に居住する者 ・ＡＤＬ（日常生活動作）の低い者 ② 作成目標期間 令和３年度から起算しておおむね５年間とします。 ③ 作成の進め方 自助（自ら個別避難計画を作成すること）を基本として、共助・公助（自ら個別避難計画を作成することが困難な方について市が個別避難計画作成を支援すること）で補完していきます。 ○ 災対法第 49 条の 14 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、個別避	<u>援対応マニュアル</u>」を基に対応することとし、関係各課が連携して支援活動が行えるよう体制を確立します。 ○ 災害時の要配慮者支援体制構築のために自主防災組織等による事前準備活動について、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し実施することとし、必要な助言や活動支援を行います。 （実施主体）防災政策課，地域防災推進課，健康福祉総務課，消防局（略） （３）個別避難計画 ○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成に努めます。作成に当たっては、以下のとおり優先度を設定します。 ① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲次のいずれにも該当する者とします。 ・ハザードリスクの高い地域に居住する者 ・ＡＤＬ（日常生活動作）の低い者 ② 作成目標期間 令和３年度から起算しておおむね５年間とします。 ③ 作成の進め方 自助（自ら個別避難計画を作成すること）を基本として、共助・公助（自ら個別避難計画を作成することが困難な方について市が個別避難計画作成を支援すること）で補完していきます。 ○ 災対法第 49 条の 14 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、個別避

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	難計画には以下①から④までの情報を記載するものとします。当該情報は個別避難計画作成に必要な個人情報であり、その入手方法については、関係各課で把握している情報の集約を行うとともに、市で把握できていない情報については、県その他の者に対し情報提供を求めます。避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員など）から情報を取得します。 ① 名簿情報 ② 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ④ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 ○ 個別避難計画の作成に際しては、個別避難計画を作成すること及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報（個別避難計画情報）を平常時から避難支援等関係者へ提供することについて、当該避難行動要支援者本人に意思確認を行います。 ○ 本人や家族の申し出、平常時からの訪問活動、見守り活動及び防災活動などの契機を通じて、個別避難計画の更新の必要性を確認します。避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）、災害時の情報伝達（緊急連絡先等）又は避難誘導（避難支援等実施者、避難先等）等の事情に変更があれば、更新を行うよう努めます。更新の周期については、本人又は避難支援等関係者から変更の申出があった場合に随時行うよう努めます。 ○ 個別避難計画については、避難行動要支援者及び第三者のプ	難計画には以下①から④までの情報を記載するものとします。当該情報は個別避難計画作成に必要な個人情報であり、その入手方法については、関係各課で把握している情報の集約を行うとともに、市で把握できていない情報については、県その他の者に対し情報提供を求めます。避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員など）から情報を取得します。 ① 名簿情報 ② 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ④ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 ○ 個別避難計画の作成に際しては、個別避難計画を作成すること及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報（個別避難計画情報）を平常時から避難支援等関係者へ提供することについて、当該避難行動要支援者本人に意思確認を行います。 ○ 本人や家族の申し出、平常時からの訪問活動、見守り活動及び防災活動などの契機を通じて、個別避難計画の更新の必要性を確認します。避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）、災害時の情報伝達（緊急連絡先等）又は避難誘導（避難支援等実施者、避難先等）等の事情に変更があれば、更新を行うよう努めます。更新の周期については、本人又は避難支援等関係者から変更の申出があった場合に随時行うよう努めます。 ○ 個別避難計画については、避難行動要支援者及び第三者のプ

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	イバシーを保護するとともに、個別避難計画を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保するために適正に管理します。 ○ 災対法第 49 条の 15 第 2 項の規定に基づき、災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとの避難支援等の実効性を高めるため、避難支援等関係者となる者（その連合体を含む。）に対して、個別避難計画情報を平常時から提供するものとします。 ○ 災対法第 49 条の 16 の規定に基づき、個別避難計画情報の提供に際して情報漏えいを防止し、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置として、以下の措置を講じます。 ① 管理者を限定するよう説明すること ② 個人情報が無用に共有，利用されないようにすること ③ 守秘義務が課せられていることを十分に説明すること ④ 厳重な保管を行うよう依頼すること ⑤ 必要以上に複製しないよう説明すること ⑥ 必要に応じて管理状況の報告を求めること ⑦ 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は，当該個別避難計画情報の活用後に廃棄・返却等を求めること ⑧ 個人情報の適正管理に関する研修を開催すること （実施主体）地域防災推進課，健康福祉総務課，介護保険課，地域保健課，健康増進課，障がい福祉課，基幹型地域包括支援センター，子ども育成課，母子保健課，消防局 （４）施設への支援 ○ 社会福祉施設等の施設内の安全確保に必要な設備の整備及び整	イバシーを保護するとともに、個別避難計画を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保するために適正に管理します。 ○ 災対法第 49 条の 15 第 2 項の規定に基づき、災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとの避難支援等の実効性を高めるため、避難支援等関係者となる者（その連合体を含む。）に対して、個別避難計画情報を平常時から提供するものとします。 ○ 災対法第 49 条の 16 の規定に基づき、個別避難計画情報の提供に際して情報漏えいを防止し、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置として、以下の措置を講じます。 ① 管理者を限定するよう説明すること ② 個人情報が無用に共有，利用されないようにすること ③ 守秘義務が課せられていることを十分に説明すること ④ 厳重な保管を行うよう依頼すること ⑤ 必要以上に複製しないよう説明すること ⑥ 必要に応じて管理状況の報告を求めること ⑦ 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は，当該個別避難計画情報の活用後に廃棄・返却等を求めること ⑧ 個人情報の適正管理に関する研修を開催すること （実施主体）地域防災推進課，健康福祉総務課，介護保険課，健康増進課，障がい福祉課，基幹型地域包括支援センター，子ども育成課，母子保健課，消防局 （４）施設への支援 ○ 社会福祉施設等の施設内の安全確保に必要な設備の整備及び整

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	備の補助等を行います。 ○ 夜間時を含めた避難マニュアルの策定及び避難訓練の実施を支援します。 ○ 社会福祉施設等が被害を受け機能を失った場合に代替となりそのような施設の選定や運営方法などについて協議し、体制や費用についての検討を行います。 （実施主体）健康福祉総務課、介護保険課、障がい福祉課、福祉管理課、高齢者支援課、保育幼稚園課 （略） （6）福祉避難所の確保及び運営 ○ 一般の避難所での生活が困難な要配慮者が安心して生活できるよう、社会福祉施設等と協定を締結し、<u>福祉避難所を確保します。</u> ○ 福祉避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために各施設や地域の実情に応じて福祉避難所運営マニュアルを策定します。 ○ 被害状況により福祉避難所が不足することも想定されるため、指定避難所のバリアフリー化を推進するとともに、県や近隣市町村、社会福祉施設等関係団体との協議等によって要配慮者の避難スペースを確保するよう努めます。 （実施主体）健康福祉総務課、地域防災推進課 （略） 第13節 災害情報等の収集伝達体制の整備 （略） 第2 方策 1 自助・共助	備の補助等を行います。 ○ 夜間時を含めた避難マニュアルの策定及び避難訓練の実施を支援します。 ○ 社会福祉施設等が被害を受け機能を失った場合に代替となりそのような施設の選定や運営方法などについて協議し、体制や費用についての検討を行います。 （実施主体）介護保険課、障がい福祉課、福祉管理課、高齢者支援課、保育幼稚園課 （略） （6）福祉避難所の確保及び運営 ○ 一般の避難所での生活が困難な要配慮者が安心して生活できるよう、社会福祉施設等と協定を締結し、<u>福祉避難所を確保するとともに、備蓄物資等の配備や運営訓練の実施を支援します。</u> ○ 福祉避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために各施設や地域の実情に応じて福祉避難所運営マニュアルを策定します。 ○ 被害状況により福祉避難所が不足することも想定されるため、指定避難所のバリアフリー化を推進するとともに、県や近隣市町村、社会福祉施設等関係団体との協議等によって要配慮者の避難スペースを確保するよう努めます。 （実施主体）健康福祉総務課、地域防災推進課 （略） 第13節 災害情報等の収集伝達体制の整備 （略） 第2 方策 1 自助・共助

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	（略） 2 公助 （略） （５）職員への伝達体制の強化 ○ 初期の災害対応を迅速に行うために気象台より発表された気象警報等を庁内放送や行政事務支援システムなどを用いて職員に伝達し、情報の共有を図ります。 （実施主体）防災政策課，地域防災推進課 （略） 第 15 節 避難施設及び体制の整備 第 1 基本方針 迅速かつ的確な避難行動ができるよう避難誘導体制を整備するとともに、安全な避難生活を確保するため指定避難所等の整備を行います。 第 2 方策 1 公助 （略） （２）福祉避難所の指定 ○ 災害時要配慮者の避難所として福祉避難所の指定を行います。 ○ 福祉避難所は、日常より要配慮者が利用する公共施設や社会福祉施設等へ協力を依頼し、承諾が得られた施設を指定します。 （実施主体）健康福祉総務課，地域防災推進課 （略） （４）避難所の開設及び運営体制の整備 ○ 避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために「避難所運営マニュアル」の策定を支援します。	（略） 2 公助 （略） （５）職員への伝達体制の強化 ○ 初期の災害対応を迅速に行うために気象台より発表された気象警報等を庁内放送や職員情報共有システムなどを用いて職員に伝達し、情報の共有を図ります。 （実施主体）防災政策課，地域防災推進課 （略） 第 15 節 避難施設及び体制の整備 第 1 基本方針 迅速かつ的確な避難行動ができるよう避難誘導体制を整備するとともに、安全かつ良好な避難生活を確保するため指定避難所等の整備を行います。 第 2 方策 1 公助 （略） （２）福祉避難所の指定 ○ 災害時要配慮者の避難所として福祉避難所の指定を行います。 ○ 福祉避難所は、日常より要配慮者が利用する公共施設や社会福祉施設等へ協力を依頼し、承諾が得られた施設を指定します。 （実施主体）健康福祉総務課 （略） （４）避難所の開設及び運営体制の整備 ○ 避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために「避難所運営マニュアル」の策定を支援します。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	○ 大規模災害時の避難所運営においては、市が配備する人員だけでは不足することが想定されることから、運営施設管理者をはじめ、自主防災組織及び教職員等と協力し運営できる体制をあらかじめ確立します。 ○ マニュアルでは、多様な避難者の視点に立ち、特に災害時要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理方法について記載します。 ○ ペットについては、原則として室内への持ち込みは禁止しますが、専用のスペースを確保する等の対応をマニュアルの中に整備します。 ○ マニュアルに基づく避難所の開設及び運営訓練を定期的実施します。 ○ 避難所の感染症対策について、「<u>避難所における新型コロナウイルス等感染症対応マニュアル</u>」及び「緊急避難場所、避難所の感染症対策に関する運営手引」に基づき、避難所の担当職員に研修会等で周知し、対応できるようにします。 ○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について</u>、「大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物資の提供に関する協定」に基づき、必要な場合には、ホテルや旅館等を活用します。 （実施主体）福祉管理課、第一福祉課、第二福祉課、指導監査課、地域コミュニティ推進課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、春野地域振興課、学校教育課、学校環境整備課、地域保健課、防災政策課、地域防災推進課、各学校	○ 大規模災害時の避難所運営においては、市が配備する人員だけでは不足することが想定されることから、運営施設管理者をはじめ、自主防災組織及び教職員等と協力し運営できる体制をあらかじめ確立します。 ○ マニュアルでは、多様な避難者の視点に立ち、特に災害時要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理方法について記載します。 ○ ペットについては、原則として室内への持ち込みは禁止しますが、専用のスペースを確保する等の対応をマニュアルの中に整備します。 ○ マニュアルに基づく避難所の開設及び運営訓練を定期的実施します。 ○ 避難所の感染症対策について、「<u>避難所における感染症対応マニュアル</u>」及び「緊急避難場所、避難所の感染症対策に関する運営手引」に基づき、避難所の担当職員に研修会等で周知し、対応できるようにします。 ○ <u>感染症対策について</u>、「大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物資の提供に関する協定」に基づき、必要な場合には、ホテルや旅館等を活用します。 （実施主体）福祉管理課、第一福祉課、第二福祉課、指導監査課、地域コミュニティ推進課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、春野地域振興課、学校教育課、学校環境整備課、地域保健課、防災政策課、地域防災推進課、各学校

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	（新設） （５）福祉避難所の開設及び運営体制の整備 ○ 福祉避難所の運営については、施設管理者や支援者と協働で行えるよう福祉避難所運営マニュアルや体制の整備を進めます。 （実施主体）健康福祉総務課、地域防災推進課 （６）避難誘導体制の整備 （略） （７）指定緊急避難場所及び指定避難所の広報 （略） 第 16 節 備蓄体制の整備 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （５）救助用資機材の備蓄 ○ 指定避難所に設置する防災倉庫に救助用資機材を整備します。 ○ 地域防災の要である各消防団に、市民が使用する資機材の整備	（５）避難所における良好な生活環境の確保 ○ 国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、指定避難所に資機材を計画的に配備するとともに、民間事業者との協定締結等により、避難所の生活環境の改善に努めます。 （実施主体）防災政策課、各課 （６）福祉避難所の開設及び運営体制の整備 ○ 福祉避難所の運営については、施設管理者や支援者と協働で行えるよう福祉避難所運営マニュアルや体制の整備を進めます。 （実施主体）健康福祉総務課 （７）避難誘導体制の整備 （略） （８）指定緊急避難場所及び指定避難所の広報 （略） 第 16 節 備蓄体制の整備 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （５）救助用資機材の備蓄 ○ 指定避難所に設置する防災倉庫に救助用資機材を整備します。 ○ 消防署及び消防団屯所に、災害時に市民が使用する簡易救助資

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<u>充実を図ります。</u> （実施主体）地域防災推進課，消防局 （略） 第 18 節 救急・救助体制の整備 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （新設） （略） 第 20 節 保健衛生体制の整備 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （2）保健衛生活動体制の整備 ○ <u>避難所内外での健康管理（感染症予防等含む）、栄養・食生活支援、歯科保健対策、心のケア対策などの保健活動を実施するための体制を整備します。</u> （新設）	<u>機材（ノコギリ、バール等）の整備充実を図ります。</u> （実施主体）地域防災推進課，消防局 （略） 第 18 節 救急・救助体制の整備 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （8）人的被害情報の対応 ○ <u>災害時における人的被害情報の対応に当たるための体制を構築します。</u> ○ <u>要救助者の迅速かつ円滑な救助活動に資する安否不明者の氏名等の公表に関する取扱いを整理したマニュアルを作成します。</u> （実施主体）防災政策課 （略） 第 20 節 保健衛生体制の整備 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （2）保健衛生活動体制の整備 ○ <u>避難所等における健康管理（感染症対策）、栄養・食生活支援、歯科保健対策、心のケア対策などの保健活動を実施するための体制を整備します。</u> ○ <u>在宅避難者に対する健康支援の体制を整備します。</u>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	（実施主体）保健所 （略） （新設）	（実施主体）保健所 （略） 第 23 節 災害ケースマネジメント実施体制の整備 第 1 基本方針 被災者の生活再建が迅速かつ適切に行われるよう、災害ケースマネジメントの実施体制を整備します。 第 2 方策 1 公助 （1）災害ケースマネジメント実施体制の整備 ○ 個別訪問や相談により、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題を把握した上で、庁内の関係課や庁外の専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、課題の解消に向けた支援を継続的に実施する体制を構築します。 （実施主体）防災政策課、地域防災推進課、各課 （2）生活再建支援制度の普及啓発 ○ 速やかな生活再建に向けて、生活再建支援金や罹災証明書など、被災者を対象とした様々な生活再建支援制度について、平時から普及啓発に努めます。 （実施主体）防災政策課、地域防災推進課、各課 ※ 第 23 節 災害ケースマネジメント実施体制の整備を新設したことに伴い、当初の 23 節以降の節番号（23 節から 31 節まで）をひとつずつ繰り下げ（24 節から 32 節に変更）

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	第 23 節 応急仮設住宅の整備 （略） 第 24 節 応急危険度判定体制の整備 （略） 第 25 節 水道施設及び体制の整備 （略） 第 26 節 下水道施設及び体制の整備 （略） 第 27 節 災害廃棄物処理施設及び体制の整備 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （２）災害廃棄物処理計画に基づく事前対策の推進 ○ 災害廃棄物処理を迅速かつ適正かつ効率的に行うために高知市 災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。 （実施主体）環境部 （略） 第 28 節 電力施設及び体制の整備 （略） 第 29 節 ガス施設及び体制の整備 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （２）防災システムの強化 ○ 四国ガス株式会社	第 24 節 応急仮設住宅の整備 （略） 第 25 節 応急危険度判定体制の整備 （略） 第 26 節 水道施設及び体制の整備 （略） 第 27 節 下水道施設及び体制の整備 （略） 第 28 節 災害廃棄物処理施設及び体制の整備 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （２）災害廃棄物処理計画に基づく事前対策の推進 ○ 災害廃棄物処理を迅速かつ適正に行うために高知市災害廃棄物 処理計画に基づく事前対策を推進します。 （実施主体）環境部 （略） 第 29 節 電力施設及び体制の整備 （略） 第 30 節 ガス施設及び体制の整備 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （２）防災システムの強化 ○ 四国ガス株式会社

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
第2章 災害応急対策 計画	・ 移動無線や衛星携帯電話等を整備し、有線回線が断線した場合の関係機関との通信手段を確保します。 ・ <u>導管網をブロック化することによって、局所的対応が容易にできる体制を整備しています。</u> ・ 感震遮断機能を備えたマイコンメーターを各家庭に設置しています。 ・ 病院、避難所、拠点となる公共施設等への優先復旧について計画を策定しています。 ○ 一般社団法人高知県LPガス協会 ・ 有線回線の途絶に備え、衛星電話、業務用無線等により、市、関係機関及び団体並びに会員事業所との通信手段の確保に努めます。 ・ 会員事業所は、災害発生後の応急対応及び早期の復旧に備え、消費先の保安データ保管の二元化を図ります。 ・ 上記及び必要な事項について、協会災害対策マニュアル及び事業所BCPの点検を進め防災システムの強化を図ります。 （実施主体）四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会（略） 第30節 通信施設及び体制の整備 （略） 第31節 自発的支援の受入れ体制の整備 （略） 第1節 災害対策（水防）本部の設置及び運営 （略） 第2 方策 1 公助	・ 移動無線や衛星携帯電話等を整備し、有線回線が断線した場合の関係機関との通信手段を確保します。 ・ <u>供給エリアを再ブロック化し、導管網に局所的な遮断を可能にする、ガバナ遠隔遮断システムを新たに整備しています。</u> ・ 感震遮断機能を備えたマイコンメーターを各家庭に設置しています。 ・ 病院、避難所、拠点となる公共施設等への優先復旧について計画を策定しています。 ○ 一般社団法人高知県LPガス協会 ・ 有線回線の途絶に備え、衛星電話、業務用無線等により、市、関係機関及び団体並びに会員事業所との通信手段の確保に努めます。 ・ 会員事業所は、災害発生後の応急対応及び早期の復旧に備え、消費先の保安データ保管の二元化を図ります。 ・ 上記及び必要な事項について、協会災害対策マニュアル及び事業所BCPの点検を進め防災システムの強化を図ります。 （実施主体）四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会（略） 第31節 通信施設及び体制の整備 （略） 第32節 自発的支援の受入れ体制の整備 （略） 第1節 災害対策（水防）本部の設置及び運営 （略） 第2 方策 1 公助

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	（１）災害対策（水防）本部の設置 ○ 市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合は、災対法及び市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。 ○ 災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に統合します。 ○ 災害の規模、程度により災害対策（水防）本部を設置するに至らない場合は、「高知市事務分掌規則」及び「高知市消防対策本部運営要綱」あるいは、【資料４】班別応急対策業務分担表の定めるところにより防災事務を処理します。 ○ 水防本部の設置の決定は以下によるものとします。 ① 水防本部の設置は、「【資料１】災害対策（水防）本部設置基準表」（以下、「本部設置基準」に定める基準に至ったとき、統括本部長（防災対策部長）が統括本部会議（<u>総務部長</u>，<u>財務部長</u>，<u>市民協働部長</u>，<u>健康福祉部長</u>，<u>こども未来部長</u>，<u>環境部長</u>，<u>商工観光部長</u>，<u>農林水産部長</u>及び<u>都市建設部長</u>）を招集し、その協議を経て決定します。 ② 統括本部長（防災対策部長）は、本部設置基準に定める基準に至ったとき、統括本部会議を招集するいとまが無いと判断したときは、水防本部設置を専決します。なお、決定した事項は、市長に報告するものとします。 ③ 前記①、②の手続は、「準備配備体制第１及び第２（連絡体制）」に係る手続については適用しないものとします。 ④ 水防本部設置の決定に当たっては、同時に動員配備体制についても決定するものとします。	（１）災害対策（水防）本部の設置 ○ 市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合は、災対法及び市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。 ○ 災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に統合します。 ○ 災害の規模、程度により災害対策（水防）本部を設置するに至らない場合は、「高知市事務分掌規則」及び「高知市消防対策本部運営要綱」あるいは、【資料４】班別応急対策業務分担表の定めるところにより防災事務を処理します。 ○ 水防本部の設置の決定は以下によるものとします。 ① 水防本部の設置は、「【資料１】災害対策（水防）本部設置基準表」（以下、「本部設置基準」に定める基準に至ったとき、統括本部長（防災対策部長）が統括本部会議（<u>政策企画部長</u>，<u>総務部長</u>，<u>財務部長</u>，<u>市民協働部長</u>，<u>健康福祉部長</u>，<u>こども未来部長</u>，<u>環境部長</u>，<u>文化観光スポーツ部長</u>，<u>商工振興部長</u>，<u>農林水産部長</u>及び<u>都市建設部長</u>）を招集し、その協議を経て決定します。 ② 統括本部長（防災対策部長）は、本部設置基準に定める基準に至ったとき、統括本部会議を招集するいとまが無いと判断したときは、水防本部設置を専決します。なお、決定した事項は、市長に報告するものとします。 ③ 前記①、②の手続は、「準備配備体制第１及び第２（連絡体制）」に係る手続については適用しないものとします。 ④ 水防本部設置の決定に当たっては、同時に動員配備体制につ

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	○ 災害対策本部設置の決定は以下によるものとします。 ① 台風等の来襲や、特殊災害等の発生により、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、災害対策本部による応急対策活動の実施が必要と認める場合は、災害対策本部長（以下「本部長」といいます。）が本部員会議を招集し、その協議を経て決定します。 ② 統括本部長（防災対策部長）は、既に水防本部を設置し応急対策活動を実施していたが、水防本部では対応が不十分であると判断した場合又は市域で相当な被害が発生した場合は、統括本部会議を招集し、災害対策本部への移行（設置）を決定し、決定した事項を本部員会議に報告するものとします。ただし、統括本部長（防災対策部長）は、統括本部会議を招集するいとまがないと判断した場合、統括本部長（防災対策部長）と総合対策部長正（防災対策部副部長）との協議をもってこれに代えるものとします。 ③ 災害対策本部設置の決定に当たっては、同時に動員配備体制についても決定するものとします。 ○ 本部長（市長）は、災害対策（水防）本部を設置した場合は、配備人員等を随時県に報告します。 ○ 本部長（市長）は、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと認めた場合は、災害対策（水防）本部を解散します。 ○ 本部長（市長）は、災害対策（水防）本部を設置（解散）した場合は、県知事、防災関係機関、報道機関、市民等に通知及び公表します。	いても決定するものとします。 ○ 災害対策本部設置の決定は以下によるものとします。 ① 台風等の来襲や、特殊災害等の発生により、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、災害対策本部による応急対策活動の実施が必要と認める場合は、災害対策本部長（以下「本部長」といいます。）が本部員会議を招集し、その協議を経て決定します。 ② 統括本部長（防災対策部長）は、既に水防本部を設置し応急対策活動を実施していたが、水防本部では対応が不十分であると判断した場合又は市域で相当な被害が発生した場合は、統括本部会議を招集し、災害対策本部への移行（設置）を決定し、決定した事項を本部員会議に報告するものとします。ただし、統括本部長（防災対策部長）は、統括本部会議を招集するいとまがないと判断した場合、統括本部長（防災対策部長）と総合対策部長正（防災対策部副部長）との協議をもってこれに代えるものとします。 ③ 災害対策本部設置の決定に当たっては、同時に動員配備体制についても決定するものとします。 ○ 本部長（市長）は、災害対策（水防）本部を設置した場合は、配備人員等を随時県に報告します。 ○ 本部長（市長）は、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと認めた場合は、災害対策（水防）本部を解散します。 ○ 本部長（市長）は、災害対策（水防）本部を設置（解散）した場合は、県知事、防災関係機関、報道機関、市民等に通知及び公

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	○ 災害対策（水防）本部は、総合あんしんセンター5階災害対策本部室に設置します。 （実施主体）防災対策部、各部署 （2）災害対策（水防）本部の組織及び運営 ○ 災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合は副市長（副本部長）が代行します。 ○ 市長、副市長共に不在の場合は、防災対策部長が代行し、以上の職の者が全て不在の場合は、「高知市事務分掌条例」に定める順に各部署長が代行します。 ○ 災害対策本部の組織は、本部長、副本部長、本部員会議並びにそのもとに設置される統括本部及び各部署で構成され、必要に応じて遺体対応本部、救援対策本部、保健医療調整本部、廃棄物対策本部、物資対策本部、支部運営本部、上下水道対策本部、消防対策本部等を設置します。 ○ 本部長（市長）は、災害対策を推進するために本部員会議を開催し、重要かつ緊急の防災対策に関する協議を行い、災害対策本部の活動に係る基本方針を決定します。ただし、緊急を要し本部員会議を開催するいとまがない場合は、統括本部長（防災対策部長）との協議をもってこれに代えるものとします。 ○ 本部員会議は、本部長（市長）及び副本部長（副市長）並びに本部員（<u>総務部長、防災対策部長、財務部長、市民協働部長、健康福祉部長、こども未来部長、環境部長、商工観光部長、農林水</u>	表します。 ○ 災害対策（水防）本部は、総合あんしんセンター5階災害対策本部室に設置します。 （実施主体）防災対策部、各部署 （2）災害対策（水防）本部の組織及び運営 ○ 災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合は副市長（副本部長）が代行します。 ○ 市長、副市長共に不在の場合は、防災対策部長が代行し、以上の職の者が全て不在の場合は、「高知市事務分掌条例」に定める順に各部署長が代行します。 ○ 災害対策本部の組織は、本部長、副本部長、本部員会議並びにそのもとに設置される統括本部及び各部署で構成され、必要に応じて遺体対応本部、救援対策本部、保健医療調整本部、廃棄物対策本部、物資対策本部、支部運営本部、上下水道対策本部、消防対策本部等を設置します。 ○ 本部長（市長）は、災害対策を推進するために本部員会議を開催し、重要かつ緊急の防災対策に関する協議を行い、災害対策本部の活動に係る基本方針を決定します。ただし、緊急を要し本部員会議を開催するいとまがない場合は、統括本部長（防災対策部長）との協議をもってこれに代えるものとします。 ○ 本部員会議は、本部長（市長）及び副本部長（副市長）並びに本部員（<u>政策企画部長、総務部長、防災対策部長、財務部長、市民協働部長、健康福祉部長、こども未来部長、環境部長、文化観</u>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																																												
	<u>産部長，都市建設部長，上下水道事業管理者，消防局長及び教育長</u>）を以て構成します。 ○ 災害対策本部の組織及び動員配備は「災害対策本部設置基準表」及び「災害対策本部組織図」を基本としますが，本部長（市長）が特に必要と認めた場合は，状況に応じた適切な体制の下，応急対策を実施します。 ○ 災害対策本部は，必要に応じ各本部間の応援及び補充のほか被害状況に応じた関係機関との協定等に基づく応援要請等を速やかに実施し，応急活動体制を確保します。 （実施主体）防災対策部，各部局 （略） 【資料 1】災害対策（水防）本部設置基準表 <table><tr><th colspan="3">区 分</th><th>配 備 基 準</th><th>動 員 内 容</th><th>編 成 人 員 等</th></tr><tr><td rowspan="4">水 防 本 部</td><td rowspan="4">準 備 配 備 体 制</td><td rowspan="2">第 1 （連絡体制）</td><td>☐ 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合</td><td>☐ 連絡体制</td><td>☐ 防災対策部 ☐ 消防局</td></tr><tr><td>☐ 大雨注意報（<u>洪水に関するもの</u>）・洪水注意報が発表された場合</td><td>☐ 排水機場設備維持・管理体制</td><td>☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ （必要に応じて）重要スクリーン班</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 （連絡体制）</td><td>☐ 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが，準備配備第 3（注意体制）に至らないと判断される場合</td><td>☐ 災害情報の収集，分析及び伝達体制</td><td>☐ 防災対策部 ☐ 消防局</td></tr><tr><td>☐ 暴風・波浪警報が発表され，配備が</td><td>☐ 排水機場設備維持・管理体制</td><td>☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ 重要スクリーン班</td></tr></table>	区 分			配 備 基 準	動 員 内 容	編 成 人 員 等	水 防 本 部	準 備 配 備 体 制	第 1 （連絡体制）	☐ 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	☐ 連絡体制	☐ 防災対策部 ☐ 消防局	☐ 大雨注意報（ <u>洪水に関するもの</u> ）・洪水注意報が発表された場合	☐ 排水機場設備維持・管理体制	☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ （必要に応じて）重要スクリーン班	第 2 （連絡体制）	☐ 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが，準備配備第 3（注意体制）に至らないと判断される場合	☐ 災害情報の収集，分析及び伝達体制	☐ 防災対策部 ☐ 消防局	☐ 暴風・波浪警報が発表され，配備が	☐ 排水機場設備維持・管理体制	☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ 重要スクリーン班	<u>光スポーツ部長，商工振興部長，農林水産部長，都市建設部長，上下水道事業管理者，消防局長及び教育長</u>）を以て構成します。 ○ 災害対策本部の組織及び動員配備は「災害対策本部設置基準表」及び「災害対策本部組織図」を基本としますが，本部長（市長）が特に必要と認めた場合は，状況に応じた適切な体制の下，応急対策を実施します。 ○ 災害対策本部は，必要に応じ各本部間の応援及び補充のほか被害状況に応じた関係機関との協定等に基づく応援要請等を速やかに実施し，応急活動体制を確保します。 （実施主体）防災対策部，各部局 （略） 【資料 1】災害対策（水防）本部設置基準表 <table><tr><th colspan="3">区 分</th><th>配 備 基 準</th><th>動 員 内 容</th><th>編 成 人 員 等</th></tr><tr><td rowspan="4">水 防 本 部</td><td rowspan="4">準 備 配 備 体 制</td><td rowspan="2">第 1 （連絡体制）</td><td>☐ 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合</td><td>☐ 連絡体制</td><td>☐ 防災対策部 ☐ 消防局</td></tr><tr><td>☐ 大雨注意報（<u>浸水に関するもの</u>）・洪水注意報が発表された場合</td><td>☐ 排水機場設備維持・管理体制</td><td>☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ （必要に応じて）重要スクリーン班</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 （連絡体制）</td><td>☐ 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが，準備配備第 3（注意体制）に至らないと判断される場合</td><td>☐ 災害情報の収集，分析及び伝達体制</td><td>☐ 防災対策部 ☐ 消防局</td></tr><tr><td>☐ <u>暴風に関する警報</u></td><td>☐ 排水機場設備維持・管理体制</td><td>☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ 重要スクリーン班</td></tr></table>	区 分			配 備 基 準	動 員 内 容	編 成 人 員 等	水 防 本 部	準 備 配 備 体 制	第 1 （連絡体制）	☐ 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	☐ 連絡体制	☐ 防災対策部 ☐ 消防局	☐ 大雨注意報（ <u>浸水に関するもの</u> ）・洪水注意報が発表された場合	☐ 排水機場設備維持・管理体制	☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ （必要に応じて）重要スクリーン班	第 2 （連絡体制）	☐ 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが，準備配備第 3（注意体制）に至らないと判断される場合	☐ 災害情報の収集，分析及び伝達体制	☐ 防災対策部 ☐ 消防局	☐ <u>暴風に関する警報</u>	☐ 排水機場設備維持・管理体制	☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ 重要スクリーン班
区 分			配 備 基 準	動 員 内 容	編 成 人 員 等																																									
水 防 本 部	準 備 配 備 体 制	第 1 （連絡体制）	☐ 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	☐ 連絡体制	☐ 防災対策部 ☐ 消防局																																									
			☐ 大雨注意報（ <u>洪水に関するもの</u> ）・洪水注意報が発表された場合	☐ 排水機場設備維持・管理体制	☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ （必要に応じて）重要スクリーン班																																									
		第 2 （連絡体制）	☐ 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが，準備配備第 3（注意体制）に至らないと判断される場合	☐ 災害情報の収集，分析及び伝達体制	☐ 防災対策部 ☐ 消防局																																									
			☐ 暴風・波浪警報が発表され，配備が	☐ 排水機場設備維持・管理体制	☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ 重要スクリーン班																																									
区 分			配 備 基 準	動 員 内 容	編 成 人 員 等																																									
水 防 本 部	準 備 配 備 体 制	第 1 （連絡体制）	☐ 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	☐ 連絡体制	☐ 防災対策部 ☐ 消防局																																									
			☐ 大雨注意報（ <u>浸水に関するもの</u> ）・洪水注意報が発表された場合	☐ 排水機場設備維持・管理体制	☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ （必要に応じて）重要スクリーン班																																									
		第 2 （連絡体制）	☐ 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが，準備配備第 3（注意体制）に至らないと判断される場合	☐ 災害情報の収集，分析及び伝達体制	☐ 防災対策部 ☐ 消防局																																									
			☐ <u>暴風に関する警報</u>	☐ 排水機場設備維持・管理体制	☐ 耕地課 ☐ 河川水路課 ☐ 上下水道局 ☐ 重要スクリーン班																																									

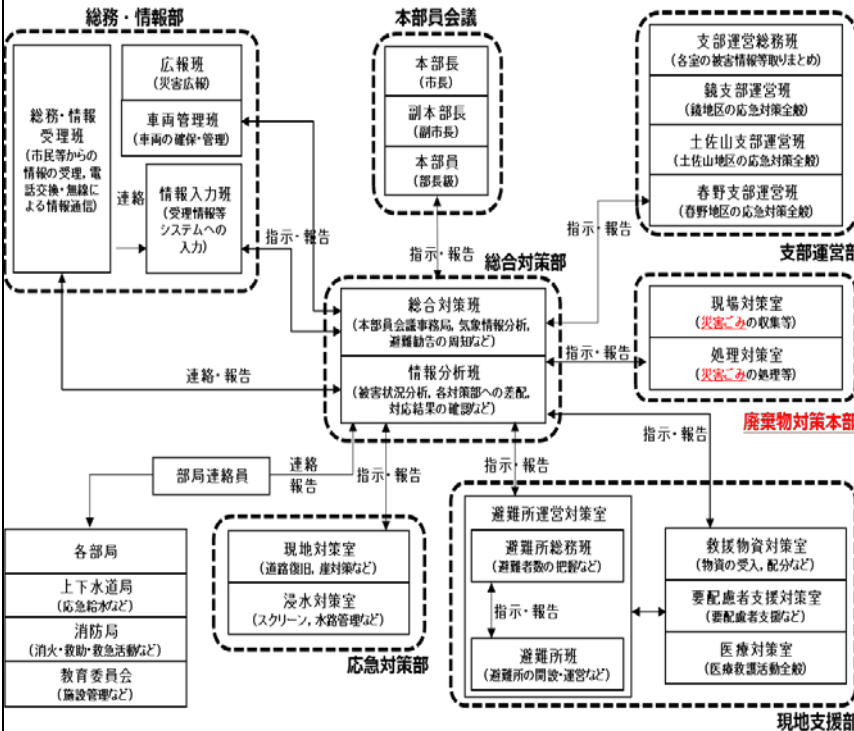
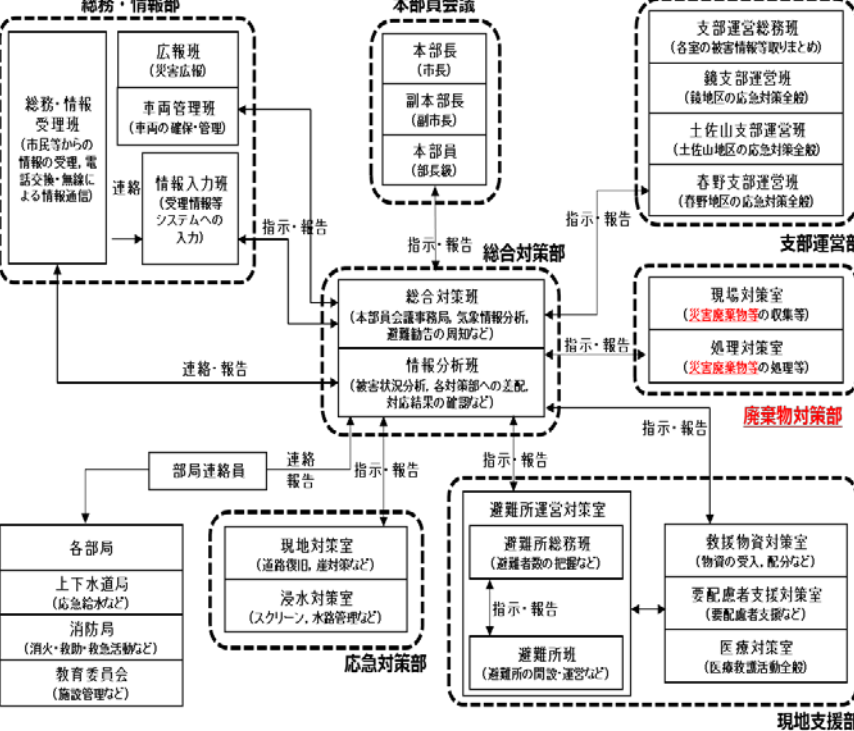
高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成		旧（修正前）					新（修正後）				
	災害 対策 本部		第 3 （注意体 制）	必要と判断される 場合	☐ （必要に応じて） 危険箇所警戒体制	☐ （必要に応じ て）応急対策班		第 3 （注意体 制）	・波浪警報が発表 され、配備が必要 と判断される場合	☐ （必要に応じて） 危険箇所警戒体制	☐ （必要に応じ て）応急対策班
				☐ 大雨その他の注意 報、又は警報が発 表され災害の発生 が予想されるも事 態の発生まで時間 的余裕のある場合	☐ 情報連絡活動及び 危険箇所の巡視警 戒に当たり、状況 により第 1 次配備 に移行できる体制	☐ 統括本部 部局連絡員 各部・各班 ☐ 上下水道局 ☐ 消防局 ☐ 教育委員会			☐ 大雨その他の注意 報、又は警報が発 表され災害の発生 が予想されるも事 態の発生まで時間 的余裕のある場合	☐ 情報連絡活動及び 危険箇所の巡視警 戒に当たり、状況 により第 1 次配備 に移行できる体制	☐ 統括本部 部局連絡員 各部・各班 ☐ 上下水道局 ☐ 消防局 ☐ 教育委員会
				☐ 土砂災害警戒情報 が発表された場合 ☐ 大雨その他の警報 が発表されるとと もに、災害の発生 が予想され、警戒 を必要とする場合 ☐ 市内の一部で災害 が発生しつつある 場合	☐ 災害に対する警戒 体制 ☐ 小規模災害が発生 した場合に対処 し、状況により速 やかに第 2 次配備 に移行できる体制	☐ 本部員会議 ☐ 統括本部 部局連絡員 各部・各班 ☐ 上下水道局 ☐ 消防局 ☐ 教育委員会			☐ 土砂災害警戒情報 が発表された場合 ☐ 大雨その他の警報 が発表されるとと もに、災害の発生 が予想され、警戒 を必要とする場合 ☐ 市内の一部で災害 が発生しつつある 場合	☐ 災害に対する警戒 体制 ☐ 小規模災害が発生 した場合に対処 し、状況により速 やかに第 2 次配備 に移行できる体制	☐ 本部員会議 ☐ 統括本部 部局連絡員 各部・各班 ☐ 上下水道局 ☐ 消防局 ☐ 教育委員会
				☐ 大雨その他の特別 警報が発表された 場合 ☐ 市内各地域で災害 が発生し、又は相 当規模の災害が発 生するおそれのある場合	☐ 第 1 次配備要員の ほか、さらに必要 と認める人員を確 保し、いつでも第 3 次配備に移行で きる体制	☐ 本部員会議 ☐ 統括本部 部局連絡員 各部・各班 ☐ 上下水道局 ☐ 消防局 ☐ 教育委員会			☐ 大雨その他の特別 警報が発表された 場合 ☐ 市内各地域で災害 が発生し、又は相 当規模の災害が発 生するおそれのある場合	☐ 第 1 次配備要員の ほか、さらに必要 と認める人員を確 保し、いつでも第 3 次配備に移行で きる体制	☐ 本部員会議 ☐ 統括本部 部局連絡員 各部・各班 ☐ 上下水道局 ☐ 消防局 ☐ 教育委員会
	災害 対策 本部		第 3 次配 備体制 （緊急非 常体制）	☐ 市全域に大災害が 発生し、又は発生 のおそれのある場 合 ☐ 局地的であっても 被害が特に甚大で ある場合	☐ 全職員をもって直 ちに全活動を行う ことができる体制	☐ 全職員		第 3 次配 備体制 （緊急非 常体制）	☐ 市全域に大災害が 発生し、又は発生 のおそれのある場 合 ☐ 局地的であっても 被害が特に甚大で ある場合	☐ 全職員をもって直 ちに全活動を行う ことができる体制	☐ 全職員

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	【資料2】災害対策（水防）本部組織図 ※各本部は、必要に応じて設置	【資料2】災害対策（水防）本部組織図 ※各本部は、必要に応じて設置

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）								
	【資料 3】災害対策（水防）本部指揮系統図  【資料 4】班別応急対策業務分担表 <table><tr><th>本部等</th><th>担当業務内容</th></tr><tr><td>本部員会議</td><td> ▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること </td></tr></table>	本部等	担当業務内容	本部員会議	▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること	【資料 3】災害対策（水防）本部指揮系統図  【資料 4】班別応急対策業務分担表 <table><tr><th>本部等</th><th>担当業務内容</th></tr><tr><td>本部員会議</td><td> ▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること </td></tr></table>	本部等	担当業務内容	本部員会議	▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること
本部等	担当業務内容									
本部員会議	▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること									
本部等	担当業務内容									
本部員会議	▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること									

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）		新（修正後）	
	統括本部	▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊派遣の要請に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること	統括本部	▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊派遣の要請に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること
		部局連絡員		▶ 各部局との連絡及び本部情報の伝達に関すること ▶ 各部局における災害応急対策の実施情報の把握及び調整に関すること
	総合対策部		総合対策部	
	総合対策班	▶ 本部員会議の事務に関すること ▶ 気象及び災害情報の収集及び整理に関すること ▶ 災害情報の発信，防災関連システムの運用等に関すること ▶ 自衛隊や地方公共団体等への応援要請に関すること ▶ その他災害対策（水防）本部の運営及び事務に関すること	総合対策班	▶ 本部員会議の事務に関すること ▶ 気象及び災害情報の収集及び整理に関すること ▶ 災害情報の発信，防災関連システムの運用等に関すること ▶ 自衛隊や地方公共団体等への応援要請に関すること ▶ その他災害対策（水防）本部の運営及び事務に関すること
		情報分析班		▶ 市民からの通報情報等の整理，分析及び対応状況の確認に関すること ▶ 総合状況図の作成，維持管理に関すること
	総務・情報部		総務・情報部	
	総務・情報受理班	▶ 電話による各種情報の受理に関すること ▶ 受理情報のデータ入力に関すること ▶ 総務・情報部各班の活動支援に関すること ▶ 防災行政無線の通信に関すること ▶ 電話交換の操作に関すること	総務・情報受理班	▶ 電話による各種情報の受理に関すること ▶ 受理情報のデータ入力に関すること ▶ 総務・情報部各班の活動支援に関すること ▶ 防災行政無線の通信に関すること ▶ 電話交換の操作に関すること
		車両管理班		▶ 応急活動用車両の確保，管理等の配車に関すること
	広報班	▶ 災害広報全般に関すること ▶ 報道機関との連絡調整に関すること	広報班	▶ 災害広報全般に関すること ▶ 報道機関との連絡調整に関すること
	情報入力班	▶ 災害情報等のデータ入力等に関すること	情報入力班	▶ 災害情報等のデータ入力等に関すること

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																																																
	<table><tr><td colspan="2">応急対策部</td></tr><tr><td colspan="2">現地対策室</td></tr><tr><td>現地対策総務班</td><td> ▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること </td></tr><tr><td>応急対策班・ 応急対策支援班</td><td> ▶ 危険箇所の巡視警戒に関すること ▶ 予防，応急措置等の活動に関すること ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関すること ▶ 倒木に対する緊急措置に関すること </td></tr><tr><td>市営住宅班</td><td> ▶ 市営住宅の管理等に関すること </td></tr><tr><td>道路管理班</td><td> ▶ 市道の管理等に関すること </td></tr><tr><td colspan="2">浸水対策室</td></tr><tr><td>浸水対策総務班</td><td> ▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること </td></tr><tr><td>排水施設班</td><td> ▶ 排水施設等の管理，運営等，排水措置の実施に関すること ▶ スクリーンのじんかい処理に関すること </td></tr><tr><td>重要スクリーン班</td><td> ▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関すること </td></tr><tr><td>河川管理班</td><td> ▶ 河川及び水路の管理全般に関すること </td></tr><tr><td>ポンプ設備管理班</td><td> ▶ ポンプ設備等の管理に関すること </td></tr></table>	応急対策部		現地対策室		現地対策総務班	▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること	応急対策班・ 応急対策支援班	▶ 危険箇所の巡視警戒に関すること ▶ 予防，応急措置等の活動に関すること ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関すること ▶ 倒木に対する緊急措置に関すること	市営住宅班	▶ 市営住宅の管理等に関すること	道路管理班	▶ 市道の管理等に関すること	浸水対策室		浸水対策総務班	▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること	排水施設班	▶ 排水施設等の管理，運営等，排水措置の実施に関すること ▶ スクリーンのじんかい処理に関すること	重要スクリーン班	▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関すること	河川管理班	▶ 河川及び水路の管理全般に関すること	ポンプ設備管理班	▶ ポンプ設備等の管理に関すること	<table><tr><td colspan="2">応急対策部</td></tr><tr><td colspan="2">現地対策室</td></tr><tr><td>現地対策総務班</td><td> ▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること </td></tr><tr><td>応急対策班・ 応急対策支援班</td><td> ▶ 危険箇所の巡視警戒に関すること ▶ 予防，応急措置等の活動に関すること ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関すること ▶ 倒木に対する緊急措置に関すること </td></tr><tr><td>市営住宅班</td><td> ▶ 市営住宅の管理等に関すること </td></tr><tr><td>道路管理班</td><td> ▶ 市道の管理等に関すること </td></tr><tr><td colspan="2">浸水対策室</td></tr><tr><td>浸水対策総務班</td><td> ▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること </td></tr><tr><td>排水施設班</td><td> ▶ 排水施設等の管理，運営等，排水措置の実施に関すること ▶ スクリーンのじんかい処理に関すること </td></tr><tr><td>重要スクリーン班</td><td> ▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関すること </td></tr><tr><td>河川管理班</td><td> ▶ 河川及び水路の管理全般に関すること </td></tr><tr><td>ポンプ設備管理班</td><td> ▶ ポンプ設備等の管理に関すること </td></tr></table>	応急対策部		現地対策室		現地対策総務班	▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること	応急対策班・ 応急対策支援班	▶ 危険箇所の巡視警戒に関すること ▶ 予防，応急措置等の活動に関すること ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関すること ▶ 倒木に対する緊急措置に関すること	市営住宅班	▶ 市営住宅の管理等に関すること	道路管理班	▶ 市道の管理等に関すること	浸水対策室		浸水対策総務班	▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること	排水施設班	▶ 排水施設等の管理，運営等，排水措置の実施に関すること ▶ スクリーンのじんかい処理に関すること	重要スクリーン班	▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関すること	河川管理班	▶ 河川及び水路の管理全般に関すること	ポンプ設備管理班	▶ ポンプ設備等の管理に関すること
	応急対策部																																																	
現地対策室																																																		
現地対策総務班	▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること																																																	
応急対策班・ 応急対策支援班	▶ 危険箇所の巡視警戒に関すること ▶ 予防，応急措置等の活動に関すること ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関すること ▶ 倒木に対する緊急措置に関すること																																																	
市営住宅班	▶ 市営住宅の管理等に関すること																																																	
道路管理班	▶ 市道の管理等に関すること																																																	
浸水対策室																																																		
浸水対策総務班	▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること																																																	
排水施設班	▶ 排水施設等の管理，運営等，排水措置の実施に関すること ▶ スクリーンのじんかい処理に関すること																																																	
重要スクリーン班	▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関すること																																																	
河川管理班	▶ 河川及び水路の管理全般に関すること																																																	
ポンプ設備管理班	▶ ポンプ設備等の管理に関すること																																																	
応急対策部																																																		
現地対策室																																																		
現地対策総務班	▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること																																																	
応急対策班・ 応急対策支援班	▶ 危険箇所の巡視警戒に関すること ▶ 予防，応急措置等の活動に関すること ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関すること ▶ 倒木に対する緊急措置に関すること																																																	
市営住宅班	▶ 市営住宅の管理等に関すること																																																	
道路管理班	▶ 市道の管理等に関すること																																																	
浸水対策室																																																		
浸水対策総務班	▶ 各班との連絡及び調整に関すること ▶ 各班の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること																																																	
排水施設班	▶ 排水施設等の管理，運営等，排水措置の実施に関すること ▶ スクリーンのじんかい処理に関すること																																																	
重要スクリーン班	▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関すること																																																	
河川管理班	▶ 河川及び水路の管理全般に関すること																																																	
ポンプ設備管理班	▶ ポンプ設備等の管理に関すること																																																	
	<table><tr><td colspan="2">廃棄物対策部</td></tr><tr><td colspan="2">現場対策室</td></tr><tr><td>廃棄物対策総務班</td><td> ▶ 各班との連絡調整及び活動支援に関すること ▶ 電話による各種情報の受理に関すること ▶ 有害物質の発生源探求に関すること ▶ 水質汚濁及びその他公害に係る調査及び防止対策に関すること </td></tr></table>	廃棄物対策部		現場対策室		廃棄物対策総務班	▶ 各班との連絡調整及び活動支援に関すること ▶ 電話による各種情報の受理に関すること ▶ 有害物質の発生源探求に関すること ▶ 水質汚濁及びその他公害に係る調査及び防止対策に関すること	<table><tr><td colspan="2">廃棄物対策部</td></tr><tr><td colspan="2">現場対策室</td></tr><tr><td>廃棄物対策総務班</td><td> ▶ 各班との連絡調整及び活動支援に関すること ▶ 電話による各種情報の受理に関すること ▶ 有害物質の発生源探求に関すること ▶ 水質汚濁及びその他公害に係る調査及び防止対策に関すること </td></tr></table>	廃棄物対策部		現場対策室		廃棄物対策総務班	▶ 各班との連絡調整及び活動支援に関すること ▶ 電話による各種情報の受理に関すること ▶ 有害物質の発生源探求に関すること ▶ 水質汚濁及びその他公害に係る調査及び防止対策に関すること																																				
廃棄物対策部																																																		
現場対策室																																																		
廃棄物対策総務班	▶ 各班との連絡調整及び活動支援に関すること ▶ 電話による各種情報の受理に関すること ▶ 有害物質の発生源探求に関すること ▶ 水質汚濁及びその他公害に係る調査及び防止対策に関すること																																																	
廃棄物対策部																																																		
現場対策室																																																		
廃棄物対策総務班	▶ 各班との連絡調整及び活動支援に関すること ▶ 電話による各種情報の受理に関すること ▶ 有害物質の発生源探求に関すること ▶ 水質汚濁及びその他公害に係る調査及び防止対策に関すること																																																	

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）		新（修正後）	
		▶ し尿の収集に関すること		▶ し尿の収集に関すること
	廃棄物収集班	▶ 災害廃棄物の収集に関すること	廃棄物収集班	▶ 災害廃棄物の収集に関すること
	処理対策室		処理対策室	
	可燃ごみ処理班	▶ 清掃工場の管理に関すること ▶ <u>災害可燃ごみ</u> の非常処理に関すること	可燃ごみ処理班	▶ 清掃工場の管理に関すること ▶ <u>可燃ごみ</u> の非常処理に関すること
	不燃ごみ処理班	▶ 三里最終処分場の管理に関すること ▶ <u>災害不燃ごみ</u> の非常処理に関すること	不燃ごみ処理班	▶ 三里最終処分場の管理に関すること ▶ <u>不燃ごみ</u> の非常処理に関すること
	し尿処理班	▶ 東部環境センターの管理に関すること ▶ し尿の非常処理に関すること	し尿処理班	▶ 東部環境センターの管理に関すること ▶ し尿の非常処理に関すること
	支部運営部		支部運営部	
	支部運営総務班	▶ 各室との連絡及び調整に関すること ▶ 各室の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ 支部運営部各室の支援に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること	支部運営総務班	▶ 各室との連絡及び調整に関すること ▶ 各室の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関すること ▶ 支部運営部各室の支援に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること
	鏡支部運営室・土佐山支部運営室・春野支部運営室	▶ 各支部の開設及び閉鎖に関すること ▶ 管内の応急活動全般に関すること ▶ 管内の情報収集，整理及び記録に関すること ▶ 管内における避難情報の周知，避難所開設運営等に関すること ▶ その他管内の災害一般事務に関すること	鏡支部運営室・土佐山支部運営室・春野支部運営室	▶ 各支部の開設及び閉鎖に関すること ▶ 管内の応急活動全般に関すること ▶ 管内の情報収集，整理及び記録に関すること ▶ 管内における避難情報の周知，避難所開設運営等に関すること ▶ その他管内の災害一般事務に関すること
	現地支援部		現地支援部	
	避難所運営室・避難所総務班	▶ 各避難所班の災害対応等の統括に関すること	避難所運営室・避難所総務班	▶ 各避難所班の災害対応等の統括に関すること
	避難所運営室・避難所班	▶ 避難所の開設及び管理運営に関すること ▶ 避難所の閉鎖に関すること	避難所運営室・避難所班	▶ 避難所の開設及び管理運営に関すること ▶ 避難所の閉鎖に関すること
	要配慮者支援対策室	▶ 要配慮者の支援に関すること	要配慮者支援対策室	▶ 要配慮者の支援に関すること

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）		新（修正後）	
		救援物資対策室	▶ 食料及び生活必需物資の確保及び供給に関すること	
		医療対策室	▶ 医療救護活動に関すること ▶ 保健医療調整本部の運営管理全般に関すること ▶ <u>救護病院等の医療機関で必要な医薬品、衛生材料等の調整に関すること</u>	
【資料５】部局別応急対策業務分担表 (新設)				【資料５】部局別応急対策業務分担表
				政策企画部
				<u>・本部長（市長）の秘書及び災害見舞視察者に関すること</u>
				<u>・情報処理システム等関連機器の復旧に関すること</u>
				<u>・代替交通手段の確保に関すること</u>
				総務部
				・電話交換の操作に関すること
				・災害に関する各種情報の広報活動に関すること
				・報道機関との連絡調整に関すること
				・外国人の支援に関すること
				・職員の給食体制に関すること
				・他の公共団体職員の応援要請に関すること
				・人員体制の確保に関すること
				・職員の健康管理に関すること
				・災害相談に関すること
				・所管施設及び設備の保全及び応急対策に関すること
				<u>・市有文化財の応急対策に関すること</u>
				<u>・文化財の被害状況調査に関すること</u>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	（略） 市民協働部 ・ 遺体対応本部の運営管理全般に関すること ・ 避難所の開設及び管理運営に関すること ・ 非常炊き出し及び救援物資等の配分に関すること ・ 罹災による遺体の収容及び火葬に関すること ・ 罹災者の安否の情報提供に関すること ・ 市民活動及びボランティアに関すること ・ <u>代替交通手段の確保に関すること</u> ・ 災害による消費生活関連相談及び物価監視に関すること （略） （新設） 商工観光部 ・ 物資対策本部の運営管理全般に関すること ・ 救援物資等の供給に関すること ・ 商工業施設及び生産品に対する被害調査に関すること ・ 罹災商工業者等に係る罹災証明に関すること ・ 罹災商工業者に対する応急金融に関すること ・ <u>観光施設の被害調査及び応急復旧に関すること</u> ・ 競輪来場者の避難に関すること	（略） 市民協働部 ・ 遺体対応本部の運営管理全般に関すること ・ 避難所の開設及び管理運営に関すること ・ 非常炊き出し及び救援物資等の配分に関すること ・ 罹災による遺体の収容及び火葬に関すること ・ 罹災者の安否の情報提供に関すること ・ 市民活動及びボランティアに関すること ・ 災害による消費生活関連相談及び物価監視に関すること （略） 文化観光スポーツ部 ・ 物資対策本部に関すること ・ 救援物資等の供給に関すること ・ 観光施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・ 市有文化財の応急対策に関すること ・ 文化財の被害状況調査に関すること 商工振興部 ・ 物資対策本部の運営管理全般に関すること ・ 救援物資等の供給に関すること ・ 商工業施設及び生産品に対する被害調査に関すること ・ 罹災商工業者等に係る罹災証明に関すること ・ 罹災商工業者に対する応急金融に関すること ・ 競輪来場者の避難に関すること

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	（略） 第 6 節 災害情報等の収集伝達 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （3）災害情報の伝達 ○ 固定系防災行政無線，広報車，Ｌアラート（災害情報共有システム）等を利用し，自主的な避難行動を促すよう市民等に対して情報伝達します。 ○ 多くの観光客が訪れる桂浜公園では，固定系防災行政無線，緊急速報メール等と併せ指定管理者等との連携の下，来園者に情報を速やかに伝達します。 ○ 必要に応じて庁内放送や行政事務支援システムなどを用い，関係部署及び出先機関へ伝達します。 （実施主体）総務部，防災対策部，商工観光部 （略） 第 13 節 要配慮者への支援 （略） 第 2 方策 1 共助 （略） 2 公助 （略） （2）避難支援	（略） 第 6 節 災害情報等の収集伝達 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （3）災害情報の伝達 ○ 固定系防災行政無線，広報車，Ｌアラート（災害情報共有システム）等を利用し，自主的な避難行動を促すよう市民等に対して情報伝達します。 ○ 多くの観光客が訪れる桂浜公園では，固定系防災行政無線，緊急速報メール等と併せ指定管理者等との連携の下，来園者に情報を速やかに伝達します。 ○ 必要に応じて庁内放送や職員情報共有システムなどを用い，関係部署及び出先機関へ伝達します。 （実施主体）総務部，防災対策部，文化観光スポーツ部 （略） 第 13 節 要配慮者への支援 （略） 第 2 方策 1 共助 （略） 2 公助 （略） （2）避難支援

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	○ 避難行動要支援者の避難支援等については、「<u>高知市災害時要援護者支援対応マニュアル</u>」に基づき実施します。 ○ 避難支援等関係者等の協力を得ながら避難行動要支援者の避難支援等を行います。 ○ 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要な場合に限り、本人の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供します。 ○ 災対法第 49 条の 12 及び第 49 条の 16 の規定に基づき、名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際して情報漏えいを防止し、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置に関して、平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に緊急に個別避難計画情報を提供する場合は、当該個別避難計画情報の活用後における廃棄・返却等を求めます。 ○ 災対法第 50 条第 2 項の規定に基づき、避難支援等関係者等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、地域の実情や災害の状況に応じて、事前に策定された安全確保ルールや計画などに従うよう求めるなど、避難支援等関係者が避難支援等を行う際に安全を確保できるよう十分に配慮します。 （実施主体）防災対策部、健康福祉部、消防局 （略） 第 14 節 教育関係対策 （略） 第 2 方策 1 公助 （略）	○ 避難行動要支援者の避難支援等については、「<u>災害時における要配慮者支援対応マニュアル</u>」に基づき実施します。 ○ 避難支援等関係者等の協力を得ながら避難行動要支援者の避難支援等を行います。 ○ 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要な場合に限り、本人の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供します。 ○ 災対法第 49 条の 12 及び第 49 条の 16 の規定に基づき、名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際して情報漏えいを防止し、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置に関して、平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に緊急に個別避難計画情報を提供する場合は、当該個別避難計画情報の活用後における廃棄・返却等を求めます。 ○ 災対法第 50 条第 2 項の規定に基づき、避難支援等関係者等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、地域の実情や災害の状況に応じて、事前に策定された安全確保ルールや計画などに従うよう求めるなど、避難支援等関係者が避難支援等を行う際に安全を確保できるよう十分に配慮します。 （実施主体）防災対策部、健康福祉部、消防局 （略） 第 14 節 教育関係対策 （略） 第 2 方策 1 公助 （略）

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	（２）学校施設等の応急対策 ○ 学校施設等の危険度判定調査を速やかに実施するとともに、被害状況調査及び応急修理を実施し、避難者や生徒等の安全を確保します。 （実施主体）<u>総務部</u>、<u>こども未来部</u>、<u>都市建設部</u>、<u>教育委員会</u> （略） （５）文化財対策 ○ 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、速やかに市に被災状況を報告し適切な措置を行います。 ○ 市は国・県指定の文化財が滅失及び毀損した場合は、毀損状況を把握し、文化庁及び県に連絡します。 （実施主体）<u>総務部</u> （略） 第 16 節 交通確保対策 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （４）代替交通手段の確保 ○ 鉄道・軌道の公共交通機関が通常運行できなくなった場合は、公共交通事業者との協定に基づき代替交通手段を確保します。 ○ 市内で避難所が不足する場合は、公共交通事業者と協同し被災者の市外・県外への広域避難を支援します。 （実施主体）<u>防災対策部</u>、<u>市民協働部</u> （略）	（２）学校施設等の応急対策 ○ 学校施設等の危険度判定調査を速やかに実施するとともに、被害状況調査及び応急修理を実施し、避難者や生徒等の安全を確保します。 （実施主体）<u>こども未来部</u>、<u>文化観光スポーツ部</u>、<u>都市建設部</u>、<u>教育委員会</u> （略） （５）文化財対策 ○ 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、速やかに市に被災状況を報告し適切な措置を行います。 ○ 市は国・県指定の文化財が滅失及び毀損した場合は、毀損状況を把握し、文化庁及び県に連絡します。 （実施主体）<u>文化観光スポーツ部</u> （略） 第 16 節 交通確保対策 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （４）代替交通手段の確保 ○ 鉄道・軌道の公共交通機関が通常運行できなくなった場合は、公共交通事業者との協定に基づき代替交通手段を確保します。 ○ 市内で避難所が不足する場合は、公共交通事業者と協同し被災者の市外・県外への広域避難を支援します。 （実施主体）<u>政策企画部</u>、<u>防災対策部</u> （略）

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	第 17 節 市所管施設等の応急対策 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （２）情報処理システムの確保 ○ 早期に必要となる情報処理システムから順次点検及び応急対策を実施し、速やかな復旧に努めます。 （実施主体）総務部，各部局 （略） 第 19 節 救援物資等の供給 （略） 第 2 方策 1 共助 （略） 2 公助 （１）物資対策本部の運営 ○ 物資対策本部長は、救援物資等の必要品目及び必要量の把握、防災関係機関との総合調整、活動方針の決定等「高知市物資配送計画」に基づき物資対策本部の運営を実施します。 （実施主体）商工観光部 （２）救援物資等の確保 ○ 物資が事前備蓄で不足するときは、流通業界や県等へ支援要請を行い、必要品目及び必要量の確保に努めます。 ○ 被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資確保に努めます。	第 17 節 市所管施設等の応急対策 （略） 第 2 方策 1 公助 （略） （２）情報処理システムの確保 ○ 早期に必要となる情報処理システムから順次点検及び応急対策を実施し、速やかな復旧に努めます。 （実施主体）政策企画部，各部局 （略） 第 19 節 救援物資等の供給 （略） 第 2 方策 1 共助 （略） 2 公助 （１）物資対策本部の運営 ○ 物資対策本部長は、救援物資等の必要品目及び必要量の把握、防災関係機関との総合調整、活動方針の決定等「高知市物資配送計画」に基づき物資対策本部の運営を実施します。 （実施主体）文化観光スポーツ部，商工振興部 （２）救援物資等の確保 ○ 物資が事前備蓄で不足するときは、流通業界や県等へ支援要請を行い、必要品目及び必要量の確保に努めます。 ○ 被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資確保に努めます。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	○ 救援物資等を確保する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。 （実施主体）<u>商工観光部</u> （略） （４）救援物資等の受入れ及び配送 ○ 国、県、他市町村、協定先の民間事業者等から供給される救援物資等は、物資配送拠点で受け入れて、物流事業者等の協力を得て指定避難所へ速やかに配送します。 ○ <u>物資配送拠点から供給する救援物資等は、配送先の指定避難所において円滑に受け入れて、避難者等へ配分します。</u> （実施主体）<u>市民協働部</u>、<u>健康福祉部</u>、<u>農林水産部</u>、<u>商工観光部</u> （略） （５）救援物資等の配分 ○ 救援物資等の供給は指定避難所で行うことを原則とし、様々な媒体を活用し広く市民等に周知します。 ○ 災害状況によっては、「高知市物資配送計画」に基づき、救援物資等の配送先となる指定避難所を絞り込みます。その場合は、あらかじめ様々な媒体を活用し広く市民等に周知します。 ○ 救援物資等の配分に当たっては、多くの人手を要することから、民間事業者や地域団体等との連携の下、円滑に実施します。 ○ 配分する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。	○ 救援物資等を確保する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。 （実施主体）<u>文化観光スポーツ部</u>、<u>商工振興部</u> （略） （４）救援物資等の受入れ及び配送 ○ 国、県、他市町村、協定先の民間事業者等から供給される救援物資等は、物資配送拠点で受け入れて、物流事業者等の協力を得て指定避難所へ速やかに配送します。 （実施主体）<u>文化観光スポーツ部</u>、<u>商工振興部</u> （略） （５）救援物資等の配分 ○ 救援物資等の供給は指定避難所で行うことを原則とし、様々な媒体を活用し広く市民等に周知します。 ○ 災害状況によっては、「高知市物資配送計画」に基づき、救援物資等の配送先となる指定避難所を絞り込みます。その場合は、あらかじめ様々な媒体を活用し広く市民等に周知します。 ○ <u>物資配送拠点から供給する救援物資等は、配送先の指定避難所において円滑に受け入れて、避難者等へ配分します。</u> ○ 救援物資等の配分に当たっては、多くの人手を要することから、民間事業者や地域団体等との連携の下、円滑に実施します。 ○ 配分する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	○ 学校の給食施設については、関係機関や関係業者との連携体制の下、応急措置を講じ、早期炊き出しを実施します。 （実施主体）防災対策部、市民協働部、健康福祉部、こども未来部、教育委員会 （略） 第 22 節 保健医療調整本部の設置及び運営 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （1）保健医療調整本部の設置及び運営 ○ 「高知市災害時医療救護計画」に基づき保健医療調整本部を設置します。 ○ 保健医療調整本部は市保健所に設置し、保健医療調整本部長は保健所長とします。 ○ 保健医療調整本部の組織は、保健医療調整本部長、保健医療調整副本部長、対策統括責任者のもとに、<u>総務部と計画情報部を置き</u>、各分野のコーディネーターと連携をとって活動を展開します。 ① 高知市の災害拠点病院及び救護病院の医療救護活動 高知市の災害拠点病院及び救護病院は、保健医療調整本部長からの本部設置報告、あるいは病院の管理者の指示により、医療救護活動を開始します。 ② 情報の収集及び提供	○ 学校の給食施設については、関係機関や関係業者との連携体制の下、応急措置を講じ、早期炊き出しを実施します。 （実施主体）防災対策部、市民協働部、健康福祉部、こども未来部、<u>農林水産部</u>、教育委員会 （略） 第 22 節 保健医療調整本部の設置及び運営 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （1）保健医療調整本部の設置及び運営 ○ 「高知市災害時医療救護計画」に基づき保健医療調整本部を設置します。 ○ 保健医療調整本部は市保健所に設置し、保健医療調整本部長は保健所長とします。 ○ 保健医療調整本部の組織は、保健医療調整本部長、保健医療調整副本部長、対策統括責任者のもとに、<u>総務部と計画情報部等を置き</u>、各分野のコーディネーターと連携をとって活動を展開します。 ① 高知市の災害拠点病院及び救護病院の医療救護活動 高知市の災害拠点病院及び救護病院は、保健医療調整本部長からの本部設置報告、あるいは病院の管理者の指示により、医療救護活動を開始します。 ② <u>保健師等による保健活動</u> ③ 情報の収集及び提供

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）														
	<u>医療救護活動を円滑に行うために各班の役割に基づき、災害拠点病院、救護病院、医療関係団体、避難所等と必要な情報の収集及び提供を行います。</u> ③ <u>受援体制の整備</u> <u>市内全域の医療救護活動の情報を収集し、県内外からの医療救護チーム等の要請及び受入れ調整を行い、配置計画を策定します。</u> ④ <u>避難所における医療ニーズ調査</u> <u>避難所の環境調査を行うとともに、避難者の傷病や健康状態について把握します。</u> ⑤ <u>その他の医療機関の医療救護活動</u> 県や市の指定した医療救護施設以外の医療機関についても、可能な限り医療救護体制をとります。 （実施主体）健康福祉部、こども未来部 （略） 【資料 9】保健医療調整本部担当別役割 <table> <tr> <td rowspan="3">保健医療調整本部</td><td>本部長</td><td>・本部全般</td></tr> <tr> <td>副部長</td><td>・広報、マスコミ等の窓口担当 ・安全確保及び確認</td></tr> <tr> <td>対策統括責任者</td><td>・計画情報部が企画・立案した対策をもとに、災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・本部長の意思決定が必要なときは、意見を具申</td></tr> </table>	保健医療調整本部	本部長	・本部全般	副部長	・広報、マスコミ等の窓口担当 ・安全確保及び確認	対策統括責任者	・計画情報部が企画・立案した対策をもとに、災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・本部長の意思決定が必要なときは、意見を具申	<u>医療救護活動及び保健活動を円滑に行うために各班の役割に基づき、災害拠点病院、救護病院、医療関係団体、避難所等と必要な情報の収集及び提供を行います。</u> ④ <u>受援体制の整備</u> <u>市内全域の医療救護活動等の情報を収集し、県内外からの保健医療チーム等の要請及び受入れ調整を行い、配置計画を策定します。</u> ⑤ <u>避難所等における保健医療ニーズ調査</u> <u>避難所等の環境調査を行うとともに、避難者の傷病や医療提供の緊急性、アレルギー、健康状態等について把握します。</u> ⑥ <u>その他の医療機関の医療救護活動</u> 県や市の指定した医療救護施設以外の医療機関についても、可能な限り医療救護体制をとります。 （実施主体）健康福祉部、こども未来部 （略） 【資料 9】保健医療調整本部担当別役割 <table> <tr> <td rowspan="3">保健医療調整本部</td><td>本部長</td><td>・本部全般</td></tr> <tr> <td>副部長</td><td>・広報、マスコミ等の窓口担当 ・安全確保及び確認</td></tr> <tr> <td>対策統括責任者</td><td>・計画情報部が企画・立案した対策をもとに、災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・本部長の意思決定が必要なときは、意見を具申</td></tr> </table>	保健医療調整本部	本部長	・本部全般	副部長	・広報、マスコミ等の窓口担当 ・安全確保及び確認	対策統括責任者	・計画情報部が企画・立案した対策をもとに、災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・本部長の意思決定が必要なときは、意見を具申
保健医療調整本部	本部長		・本部全般													
	副部長		・広報、マスコミ等の窓口担当 ・安全確保及び確認													
	対策統括責任者	・計画情報部が企画・立案した対策をもとに、災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・本部長の意思決定が必要なときは、意見を具申														
保健医療調整本部	本部長	・本部全般														
	副部長	・広報、マスコミ等の窓口担当 ・安全確保及び確認														
	対策統括責任者	・計画情報部が企画・立案した対策をもとに、災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・本部長の意思決定が必要なときは、意見を具申														

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）			新（修正後）		
		総務部	・ 外部支援チームへのオリエンテーション ・ 対策会議の運営		総務部	・ 外部支援チームへのオリエンテーション ・ 対策会議の運営
			・ 本部のロジスティックス機能全般 （必要な資機材調達・労務管理等）			・ 本部のロジスティックス機能全般 （必要な資機材調達・労務管理等）
			・ 職員の労務管理 ・ 庁舎設備の維持管理 ・ 活動に必要な人員，物資の確保 ・ 交通手段の確保及び提供 ・ 経費等の管理 ・ 外部支援チーム受入れ業務			・ 職員の労務管理 ・ 庁舎設備の維持管理 ・ 活動に必要な人員，物資の確保 ・ 交通手段の確保及び提供 ・ 経費等の管理 ・ 外部支援チーム受入れ業務
		計画情報部	・ 収集，分析された情報をもとに対策を立案		計画情報部	・ 収集，分析された情報をもとに対策を立案
			・ 情報通信手段の確保と維持 ・ EMIS 管理，クロノロジー作成 ・ 庁内外からの情報の収集によるニーズとリソースの把握			・ 情報通信手段の確保と維持 ・ EMIS 管理，クロノロジー作成 ・ 庁内外からの情報の収集によるニーズとリソースの把握
			・ 情報収集班が収集した情報を分析・評価し見える化 ・ 外部支援チームの活動の見える化			・ 情報収集班が収集した情報を分析・評価し見える化 ・ 外部支援チームの活動の見える化
			・ 情報分析班の分析結果等をもとに対策を企画・立案 ・ 県保健医療調整本部，市災害対策本部，医療関係団体 等に情報を伝達し必要な支援を要請			・ 情報分析班の分析結果等をもとに対策を企画・立案 ・ 県保健医療調整本部，市災害対策本部，医療関係団体 等に情報を伝達し必要な支援を要請
		総務部	・ 外部支援チームへのオリエンテーション ・ 対策会議の運営		総務部	・ 外部支援チームへのオリエンテーション ・ 対策会議の運営
			・ 本部のロジスティックス機能全般 （必要な資機材調達・労務管理等）			・ 本部のロジスティックス機能全般 （必要な資機材調達・労務管理等）
			・ 職員の労務管理 ・ 庁舎設備の維持管理 ・ 活動に必要な人員，物資の確保 ・ 交通手段の確保及び提供 ・ 経費等の管理 ・ 外部支援チーム受入れ業務			・ 職員の労務管理 ・ 庁舎設備の維持管理 ・ 活動に必要な人員，物資の確保 ・ 交通手段の確保及び提供 ・ 経費等の管理 ・ 外部支援チーム受入れ業務

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	- 外部支援チームの活用の検討 - 対策会議の運営	- 外部支援チームの活用の検討 - 対策会議の運営
	災害医療コーディネーター 県保健医療調整本部の災害医療コーディネーターと協議しながら各種医療チームの受入れと派遣先を総合調整	災害医療コーディネーター 医療救護活動の調整及び県保健医療調整本部の災害医療コーディネーターとの協議による各種医療チームの受入調整
	災害薬事コーディネーター 県保健医療調整本部の災害薬事コーディネーターと連携し、<u>医薬品等の確保と供給</u>、<u>薬剤師の受入れを調整</u>	災害薬事コーディネーター 県保健医療調整本部の災害薬事コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、<u>医薬品等の確保と供給</u>、<u>薬剤師の受入調整</u>
	新設	災害歯科コーディネーター 県保健医療調整本部の災害歯科コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、<u>歯科保健医療の調整</u>
（略） 第 23 節 災害時公衆衛生活動 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （１）保健衛生対策 ① 感染症予防活動 ○ 消毒剤等による対応や感染予防のための知識の普及啓発を実施します。 ○ 被災地域の衛生状態を把握し、消毒活動の実施計画を作成するとともに、協定に基づき資機材、薬品等を調達し消毒を実施します。		
（略） 第 23 節 災害時公衆衛生活動 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （１）保健衛生対策 ① 感染症予防活動 ○ 消毒剤等による対応や感染予防のための知識の普及啓発を実施します。 ○ 被災地域の衛生状態を把握し、消毒活動の実施計画を作成するとともに、協定に基づき資機材、薬品等を調達し消毒を実施します。		

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	○ 感染症発生の状況把握を行うとともに、必要に応じ医療機関と連携し予防接種や指導等予防措置を実施します。 ○ 感染症が発生したときは、医療機関との連携の下、入院措置や自宅治療等の適切な措置を実施します。 ② 保健衛生活動 指定避難所を中心に、被災者の健康管理、栄養・食生活支援、歯科保健対策、心のケア対策等の保健衛生活動を実施します。 ③ 食品衛生活動 被災地区での食中毒等を防止するために食品衛生の監視及び衛生指導を実施します。 （実施主体）健康福祉部、こども未来部 （略） 第25節 被災者保護対策 （略） 第2 方策 1 公助 （略） （3）被災者支援体制の整備 ○ 個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を「被災者支援システム」等により作成し、関係各課においてその情報を共有及び活用します。 ○ 被災者と行政双方の負担軽減を図り、迅速かつ効率的な被災者支援を実施するため、マイナポータルを活用した各種被災者支援の手續のオンライン化を進めます。	○ 感染症発生の状況把握を行うとともに、必要に応じ医療機関と連携し予防接種や指導等予防措置を実施します。 ○ 感染症が発生したときは、医療機関との連携の下、入院措置や自宅治療等の適切な措置を実施します。 ② 保健衛生活動 指定避難所を中心に、在宅避難者や車中泊避難者等も含め、被災者の健康管理、栄養・食生活支援、歯科保健対策、心のケア対策等の保健衛生活動を実施します。 ③ 食品衛生活動 被災地区での食中毒等を防止するために食品衛生の監視及び衛生指導を実施します。 （実施主体）健康福祉部、こども未来部 （略） 第25節 被災者保護対策 （略） 第2 方策 1 公助 （略） （3）被災者支援体制の整備 ○ 個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を「被災者支援システム」等により作成し、関係各課においてその情報を共有及び活用します。 ○ 被災者と行政双方の負担軽減を図り、迅速かつ効率的な被災者支援を実施するため、マイナポータルを活用した各種被災者支援の手續のオンライン化を進めます。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	○ 被災者から申請があった時は、「高知市住家及び非住家被害認定マニュアル」に基づき、遅滞なく住家の被害その他市が定める種類の被害の状況を調査し、被害の程度を証明する罹災証明書を交付します。 ○ 商工業者及び農業者の事業用資産の被害調査を行い、事業者が融資を受けるために必要な罹災証明書を発行します。 （実施主体）防災対策部、財務部、健康福祉部、<u>商工観光部</u>、農林水産部 （略） 第 29 節 災害廃棄物等収集処理 第 1 基本方針 被災地域の生活基盤の早期回復と生活環境の保全を図るために災害廃棄物等（がれき、<u>生活系ごみ</u>、避難所ごみ、し尿及び汚泥）の収集運搬、処分等必要な対策を実施します。 （略） 第 33 節 通信施設の応急対策 （略） 第 2 方策 1 公助 （1）災害対策本部の設置 ○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策及び災害復旧を推進するために高知県域災害対策本部を西日本電信電話株式会社高知支店に設置します。 ※【資料編】「<u>N T T 西日本高知県域災害対策本部体制</u>」を参照 （実施主体）西日本電信電話株式会社等通信事業者	○ 被災者から申請があった時は、「高知市住家及び非住家被害認定マニュアル」に基づき、遅滞なく住家の被害その他市が定める種類の被害の状況を調査し、被害の程度を証明する罹災証明書を交付します。 ○ 商工業者及び農業者の事業用資産の被害調査を行い、事業者が融資を受けるために必要な罹災証明書を発行します。 （実施主体）防災対策部、財務部、健康福祉部、<u>商工振興部</u>、農林水産部 （略） 第 29 節 災害廃棄物等収集処理 第 1 基本方針 被災地域の生活基盤の早期回復と生活環境の保全を図るために災害廃棄物等（がれき、<u>生活ごみ</u>、避難所ごみ、し尿及び汚泥）の収集運搬、処分等必要な対策を実施します。 （略） 第 33 節 通信施設の応急対策 （略） 第 2 方策 1 公助 （1）災害対策本部の設置 ○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策及び災害復旧を推進するために高知県域災害対策本部を西日本電信電話株式会社高知支店に設置します。 ※【資料編】「<u>西日本電信電話株式会社 高知支店 災害対策本部体制</u>」を参照 （実施主体）西日本電信電話株式会社等通信事業者

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
第3章 災害復旧・復興計画	（略） 第34節 自発的支援の受入れ （略） 第2 方策 1 公助 （略） （3）義援金，救援物資等の受入れ ○ 報道機関との連携により，義援金や救援物資等の受入れを周知します。 ○ 必要とされる物資の内容，数量及び送り先を報道機関等の協力を得て発信していきます。 ○ 県内外から寄せられた救援物資は，あらかじめ定めた物資配送拠点へ集め，順次避難所等へ配送します。 ○ 義援金については義援金配分委員会の協議により，被災者等に適切に配分します。 （実施主体）総務部，<u>商工観光部</u>，会計管理者 （略） 第1節 事前の取組 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （3）罹災事業者支援 ○ 罹災した事業者（商工業者，農業者等）に対して可能な支援策	（略） 第34節 自発的支援の受入れ （略） 第2 方策 1 公助 （略） （3）義援金，救援物資等の受入れ ○ 報道機関との連携により，義援金や救援物資等の受入れを周知します。 ○ 必要とされる物資の内容，数量及び送り先を報道機関等の協力を得て発信していきます。 ○ 県内外から寄せられた救援物資は，あらかじめ定めた物資配送拠点へ集め，順次避難所等へ配送します。 ○ 義援金については義援金配分委員会の協議により，被災者等に適切に配分します。 （実施主体）総務部，<u>文化観光スポーツ部</u>，<u>商工振興部</u>，会計管理者 （略） 第1節 事前の取組 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （3）罹災事業者支援 ○ 罹災した事業者（商工業者，農業者等）に対して可能な支援策

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	等を事前に調査及び検討します。 （実施主体） <u>商工観光部</u>、<u>農林水産部</u> （４）手順の明確化及び基礎データの収集 ○ 「高知市事前復興まちづくり計画」の復興手順をもとに、復旧・復興の事業実施のために必要な手順を明確にしておきます。 ○ 応急仮設住宅及び災害公営住宅建設等の対策実施のために必要な用地など基礎データを収集し、必要に応じて調整します。 ○ 災害廃棄物処理を<u>迅速かつ適正かつ効率的</u>に行うために高知市災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。 ○ 復旧・復興に関する各事業を実施する際に職員の不足が想定される部署については、必要な応援職員数や配置方法等についても事前に検討します。 （実施主体） <u>各部局</u> （略） 第５節 経済及び生活の復興 （略） 第２ 方策 １ 公助 （略） （３）事業者への資金融資 ○ 農林漁業復興資金や中小企業復興資金等を活用し、被災した民間施設の早期復旧を図るために必要な復旧資金、資材等についてあつせん指導を行うとともに、生業資金の融資あつせん等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めます。 ○ 中小企業への災害対策特別資金貸付等の実施についても検討し	等を事前に調査及び検討します。 （実施主体） <u>文化観光スポーツ部</u>、<u>商工振興部</u>、<u>農林水産部</u> （４）手順の明確化及び基礎データの収集 ○ 「高知市事前復興まちづくり計画」の復興手順をもとに、復旧・復興の事業実施のために必要な手順を明確にしておきます。 ○ 応急仮設住宅及び災害公営住宅建設等の対策実施のために必要な用地など基礎データを収集し、必要に応じて調整します。 ○ 災害廃棄物処理を<u>迅速かつ適正</u>に行うために高知市災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。 ○ 復旧・復興に関する各事業を実施する際に職員の不足が想定される部署については、必要な応援職員数や配置方法等についても事前に検討します。 （実施主体） <u>各部局</u> （略） 第５節 経済及び生活の復興 （略） 第２ 方策 １ 公助 （略） （３）事業者への資金融資 ○ 農林漁業復興資金や中小企業復興資金等を活用し、被災した民間施設の早期復旧を図るために必要な復旧資金、資材等についてあつせん指導を行うとともに、生業資金の融資あつせん等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めます。 ○ 中小企業への災害対策特別資金貸付等の実施についても検討し

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	ます。 （実施主体） <u>商工観光部</u>、<u>農林水産部</u> （４）雇用の促進 ○ 災害による離職者の発生状況並びに求人及び求職の動向等の状況を把握するとともに、求人の確保や職業紹介を行い、雇用を促進します。 （実施主体） <u>商工観光部</u>、<u>公共職業安定所</u>	ます。 （実施主体） <u>商工振興部</u>、<u>農林水産部</u> （４）雇用の促進 ○ 災害による離職者の発生状況並びに求人及び求職の動向等の状況を把握するとともに、求人の確保や職業紹介を行い、雇用を促進します。 （実施主体） <u>商工振興部</u>、<u>公共職業安定所</u>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
【地震・津波対策編】	※ 上記【一般対策編】と同様の修正については、新旧を省略していることに留意	※ 上記【一般対策編】と同様の修正については、新旧を省略していることに留意
第2章 重点施策	第1節 揺れから命を守る対策 （略） 第3節 長期浸水対策 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （1）長期浸水対策の推進 ○ 2013（平成25）年5月に県が公表した「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定」を基に、国、県、市その他関係機関が一体となって対策を推進します。 ○ 「高知県・高知市南海トラフ巨大地震対策連携会議」等において、対策の進ちょく状況を確認していきます。 （実施主体）各課 （略） 第4節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （1）住民啓発 ○ 講演会や広報誌等を通じて、臨時情報の制度周知に努めます。	第1節 揺れから命を守る対策 （略） 第3節 長期浸水対策 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （1）長期浸水対策の推進 ○ 2013（平成25）年5月に県が公表した「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定」を基に、国、県、市その他関係機関が一体となって対策を推進します。 ○ 「高知市長期浸水連絡会」等において、対策の進ちょく状況を確認していきます。 （実施主体）各課 （略） 第4節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （1）住民啓発 ○ 講演会や広報誌等を通じて、臨時情報の制度周知に努めます。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																				
	○ 臨時情報の種類と発表条件 <table><tr><th>種類</th><th>発表条件</th></tr><tr><td>臨時情報 （調査中）</td><td>観測された異常な現象（南海トラフの監視領域内でM6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合</td></tr><tr><td>臨時情報 （巨大地震警戒）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生したと評価された場合</td></tr><tr><td>臨時情報 （巨大地震注意）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域においてMw7.0以上の地震（巨大地震警戒に該当する場合は除く）や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合</td></tr><tr><td>臨時情報 （調査終了）</td><td>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合</td></tr></table> ○ 臨時情報発表時には、すべての市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すほか、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者等に対する避難指示の発令や耐震性の不足する住宅の居住者や斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対する自主避難の啓発を行います。	種類	発表条件	臨時情報 （調査中）	観測された異常な現象（南海トラフの監視領域内でM6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合	臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生したと評価された場合	臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域においてMw7.0以上の地震（巨大地震警戒に該当する場合は除く）や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合	臨時情報 （調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合	○ 臨時情報の種類と発表条件 <table><tr><th>種類</th><th>発表条件</th></tr><tr><td>臨時情報 （調査中）</td><td>観測された異常な現象（南海トラフの監視領域内でM6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合</td></tr><tr><td>臨時情報 （巨大地震警戒）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生したと評価された場合</td></tr><tr><td>臨時情報 （巨大地震注意）</td><td>監視領域内において、Mw7.0以上の地震7が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）や想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td></tr><tr><td>臨時情報 （調査終了）</td><td>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合</td></tr></table> ○ 臨時情報発表時には、すべての市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すほか、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者等に対する避難指示の発令や耐震性の不足する住宅の居住者や斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対する自主避難の啓発を行います。	種類	発表条件	臨時情報 （調査中）	観測された異常な現象（南海トラフの監視領域内でM6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合	臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生したと評価された場合	臨時情報 （巨大地震注意）	監視領域内において、Mw7.0以上の地震7が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）や想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	臨時情報 （調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合
種類	発表条件																					
臨時情報 （調査中）	観測された異常な現象（南海トラフの監視領域内でM6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合																					
臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生したと評価された場合																					
臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域においてMw7.0以上の地震（巨大地震警戒に該当する場合は除く）や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合																					
臨時情報 （調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合																					
種類	発表条件																					
臨時情報 （調査中）	観測された異常な現象（南海トラフの監視領域内でM6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合																					
臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生したと評価された場合																					
臨時情報 （巨大地震注意）	監視領域内において、Mw7.0以上の地震7が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）や想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																					
臨時情報 （調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合																					

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	（実施主体）防災対策部 （略） 第5節 地域防災力の向上対策 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （4）防災教育の推進 ○ 総合的な学習の時間等において、児童及び生徒の発達段階に応じた防災学習を推進するとともに、実践的な避難訓練により地震・津波発生時における行動力の向上を図ります。 ○ 将来、地域防災を担うことのできる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進します。 ○ 児童及び生徒を通じ、学校、家庭及び地域が一体となった防災への取組を推進します。 （実施主体）学校教育課 （略） 第6節 事前復興まちづくり計画の策定 第1 基本方針 南海トラフ地震の発生後、迅速に住まいとくらしを再建し、復旧・復興事業への着手、職員の業務の負担軽減、早期のまちの復興に繋げるために、<u>被災後の状況を想定して復興基本方針（案）や地区別事前復興まちづくり計画をまとめた「高知市事前復興まちづくり計画」</u>を策定します。	（実施主体）防災対策部 （略） 第5節 地域防災力の向上対策 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （4）防災教育の推進 ○ 総合的な学習の時間等において、児童及び生徒の発達段階に応じた防災学習を推進するとともに、実践的な避難訓練により地震・津波発生時における行動力の向上を図ります。 ○ 将来、地域防災を担うことのできる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進します。 ○ 児童及び生徒を通じ、学校、家庭及び地域が一体となった防災への取組を推進します。 （実施主体）<u>地域防災推進課、学校教育課</u> （略） 第6節 事前復興まちづくり計画の策定 第1 基本方針 南海トラフ地震の発生後、迅速に住まいとくらしを再建し、復旧・復興事業への着手、職員の業務の負担軽減、早期のまちの復興に繋げるために、<u>被災後の状況を想定して復興基本方針や地区別事前復興まちづくり計画をまとめた「高知市事前復興まちづくり計画」</u>を策定します。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （1）復興方針（案）の策定 ○ <u>南海トラフ地震の被災状況を想定し、命を守る、生活を再建する、なりわいを再生するなどの理念のもと、地域課題に対応した持続可能なまちづくりによる復興を目指し、既存計画との調整を図りながら復興方針（案）を策定します。</u> （実施主体）防災政策課、各課 （2）復興手順の明確化及び復興体制の整備 ○ <u>復旧・復興に関する業務を明確にし、関係する法律や補助事業等を整理しながら、復興手順書を作成します。</u> ○ 震災からの復興業務は多岐にわたり、部局横断的な対応が必須になるため、事前に復興業務を実施する組織体制を整備します。 （実施主体）防災政策課、人事課、行政改革推進課、各課 （3）地区別事前復興まちづくり計画の策定 ○ <u>対象地区の特性及び想定される被災状況に合わせた復興パターンを作成し、地域住民との検討会やワークショップを通して幅広い意見</u>	第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （1）復興方針の決定 ○ <u>南海トラフ地震の被災状況を想定し、迅速かつ着実により良い復興を果たすため、目指すべき姿「ひと・まちが輝く 災害に強い愛されるまち高知」を掲げ、「安全安心なまちの再生」、「住まいと暮らしの再建」、「なりわいの再生」、「歴史・文化の保全と継承」、「地域共生社会の実現」の基本理念を定めた、復興方針に基づき、事前復興まちづくり計画を住民及び市職員に周知し、復旧・復興に関する意識向上を図ります。</u> （実施主体）防災政策課、各課 （2）復興手順の明確化及び復興体制の整備 ○ <u>迅速かつ円滑な復旧・復興を実現するため、復興業務に関する法律や事業等を整理しながら、適宜復興手順の見直しを行うとともに、復興業務の事前準備に取り組んでいきます。</u> ○ 震災からの復興業務は多岐にわたり、部局横断的な対応が必須になるため、事前に復興業務を実施する組織体制を整備します。 （実施主体）防災政策課、人事課、行政改革推進課、各課 （3）地区別事前復興まちづくり計画の策定 ○ <u>対象地区の特性、課題及び想定される被災状況に合わせた復興パターンやゾーニング図を作成し、地域住民を対象としたワーク</u>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
第 3 章 災害予防対策	<u>を反映した計画とすることで合意形成を図ります。</u> （実施主体）防災政策課 （略） 第 1 節 地震に強い市街地の整備 （略） 第 2 節 地盤災害の予防 （略） 第 2 方策 （略） 2 公助 （略） （3）土砂災害対策 ○ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止対策などを国・県に要望します。 ○ 土砂災害警戒区域等について、危険度の高い箇所から順次がけ崩れ防止対策工事を実施するとともに、県が所管する工事等については、その促進を県に要望します。 （実施主体）<u>地域防災推進課、道路管理課、道路整備課、県</u> （略） 第 15 節 備蓄体制の整備 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助	<u>シヨップや有識者との検討会等による、幅広い意見を反映した計画を作成します。</u> （実施主体）防災政策課 （略） 第 1 節 地震に強い市街地の整備 （略） 第 2 節 地盤災害の予防 （略） 第 2 方策 （略） 2 公助 （略） （3）土砂災害対策 ○ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止対策などを国・県に要望します。 ○ 土砂災害警戒区域等について、危険度の高い箇所から順次がけ崩れ防止対策工事を実施するとともに、県が所管する工事等については、その促進を県に要望します。 （実施主体）<u>道路管理課、道路整備課、県</u> （略） 第 15 節 備蓄体制の整備 （略） 第 2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	（１）備蓄スペースの確保 ○ 生活必需物資等については、発災後の道路状況や輸送体制等を勘案した場合、小・中学校などの指定避難所に分散備蓄することが効率的であることから、小・中学校などの防災倉庫や教室の活用等により備蓄スペースを確保するよう努めます。 ○ 指定避難所で備蓄スペースを確保できない場合には、備蓄用倉庫に集中備蓄することを検討します。 ○ （新設） （実施主体）防災政策課，地域防災推進課，学校教育課，学校環境整備課 （略） （５）救助用資機材の備蓄 ○ 長期浸水により津波避難ビル等に孤立した避難者の救助のためにボート等の資機材を確保しておきます。 ○ 指定避難所に設置する防災倉庫に救助用資機材を整備します。 ○ （新設） （実施主体）防災政策課，地域防災推進課 （略） 第17節 消火，救急及び救助体制の整備 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略）	（１）備蓄スペースの確保 ○ 生活必需物資等については、発災後の道路状況や輸送体制等を勘案した場合、小・中学校などの指定避難所に分散備蓄することが効率的であることから、小・中学校などの防災倉庫や教室の活用等により備蓄スペースを確保するよう努めます。 ○ 指定避難所で備蓄スペースを確保できない場合には、備蓄用倉庫に集中備蓄することを検討します。 ○ <u>L2浸水区域外にある大規模指定避難所において、備蓄スペースを確保できない場合には、避難所用備蓄倉庫の設置を検討します。</u> （実施主体）防災政策課，地域防災推進課，学校教育課，学校環境整備課 （略） （５）救助用資機材の備蓄 ○ 長期浸水により津波避難ビル等に孤立した避難者の救助のためにボート等の資機材を確保しておきます。 ○ 指定避難所に設置する防災倉庫に救助用資機材を整備します。 ○ <u>消防署及び消防団屯所に、災害時に市民が使用する簡易救助資機材（ノコギリ，バール等）の整備充実を図ります。</u> （実施主体）防災政策課，地域防災推進課，<u>消防局</u> （略） 第17節 消火，救急及び救助体制の整備 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略）

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
第4章 災害応急対策	2 公助 （略） （6）防災拠点の確立 ○ <u>合併による市域の拡大や人口動態の変化等に伴う消防需要に対応するとともに、災害時の防災拠点として機能し得る消防庁舎の建設と併せて、消防車両をはじめとする資機材の充実等、消防力の充実強化に取り組みます。</u> （実施主体） 消防局 （略） 第1節 災害対策本部の設置及び運営 （略）	2 公助 （略） （6）防災拠点の確立 ○ <u>様々な消防行政を取巻く環境の変化等に伴う消防需要に対応するとともに、災害時の防災拠点として機能し得るための消防庁舎の建設や、浸水区域外への移転建替えなどに併せて、消防車両をはじめとする資機材の充実等、消防力の充実強化に取り組みます。</u> （実施主体） 消防局 （略） 第1節 災害対策本部の設置及び運営 （略）

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成

旧（修正前）

新（修正後）

【資料２】災害対策本部組織図〔災害初動期（発災直後～３日程度）〕

【資料２】災害対策本部組織図〔災害初動期（発災直後～３日程度）〕

※１ 各本部は、必要に応じて設置

※２ 上下水道局職員を除く

※１ 各本部は、必要に応じて設置

※２ 上下水道局職員を除く

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	【資料 2】災害対策本部組織図〔災害展開期以降〕	【資料 2】災害対策本部組織図〔災害展開期以降〕

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	第5節 長期浸水対策 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （7）災害廃棄物対策 ○ 浸水区域外における災害廃棄物の仮置場を確保します。 ○ 浸水区域内においては、排水が完了した段階で仮置場を確保します。 ○ <u>災害廃棄物の収集は</u>浸水区域外から開始し、浸水区域内においては排水が完了した地区から順に実施します。 （実施主体）防災対策部、環境部、県 （略） 第13節 要配慮者への支援 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （3）避難所生活等における対策 ○ 避難生活支援については、「<u>災害時における要援護者支援対応マニュアル</u>」に基づき、自主防災組織や社会福祉施設、ボランティアセンター等の協力を得て適切な福祉サービスの提供に努めます。	第5節 長期浸水対策 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （7）災害廃棄物対策 ○ 浸水区域外における災害廃棄物の仮置場を確保します。 ○ 浸水区域内においては、排水が完了した段階で仮置場を確保します。 ○ <u>災害廃棄物等の収集は</u>浸水区域外から開始し、浸水区域内においては排水が完了した地区から順に実施します。 （実施主体）防災対策部、環境部、県 （略） 第13節 要配慮者への支援 （略） 第2 方策 1 自助・共助 （略） 2 公助 （略） （3）避難所生活等における対策 ○ 避難生活支援については、「<u>災害時における要配慮者支援対応マニュアル</u>」に基づき、自主防災組織や社会福祉施設、ボランティアセンター等の協力を得て適切な福祉サービスの提供に努めます。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	○ 外国人に対しては、語学ボランティア等の協力を得て情報提供を行うとともに、各国大使館等への情報の取り次ぎを行います。 ○ 社会福祉施設等が被害を受け機能を失った場合は、代替施設等を使用しその機能の確保に努めます。 ○ 避難所での生活環境に当たっては要配慮者に十分配慮するとともに、健康状態を把握し、福祉施設職員や高知県が養成している福祉専門職員の災害派遣福祉チーム（DWA T）等の受援体制の整備に努めます。 ○ 応急仮設住宅等への入居に当たっては、高齢者や障害者を優先しますが、仮設住宅生活が長期化することも想定し、高齢者や障害者が同じコミュニティに集中しないよう配慮します。 ○ 在宅での生活が可能と判断された要配慮者に対しては、その生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等を適宜提供します。 （実施主体）総務部，健康福祉部，こども未来部，都市建設部	○ 外国人に対しては、語学ボランティア等の協力を得て情報提供を行うとともに、各国大使館等への情報の取り次ぎを行います。 ○ 社会福祉施設等が被害を受け機能を失った場合は、代替施設等を使用しその機能の確保に努めます。 ○ 避難所での生活環境に当たっては要配慮者に十分配慮するとともに、健康状態を把握し、福祉施設職員や高知県が養成している福祉専門職員の災害派遣福祉チーム（DWA T）等の受援体制の整備に努めます。 ○ 応急仮設住宅等への入居に当たっては、高齢者や障害者を優先しますが、仮設住宅生活が長期化することも想定し、高齢者や障害者が同じコミュニティに集中しないよう配慮します。 ○ 在宅での生活が可能と判断された要配慮者に対しては、その生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等を適宜提供します。 （実施主体）総務部，健康福祉部，こども未来部，都市建設部